



2012 DISCLOSURE

JA愛媛信連の現況



つながるひろがるゆめみる



JA愛媛信連

Ehime Prefectural Credit Federations of Agricultural Cooperatives.

DISCLOSURE 2012 CONTENTS

ごあいさつ	1
経 営	
●JAグループにおけるJA愛媛信連	2
●JAバンクシステム	3
●JAバンク・セーフティーネット	3
●経営方針	4
●中期経営計画	4
●経営体制	5
●リスク管理の状況	6
■コンプライアンス（法令等遵守）	6
■リスク管理態勢	7
■利用者保護等管理態勢	8
■金融円滑化にかかる基本方針	9
■金融商品の勧誘方針	10
■情報セキュリティへの取り組み	10
■個人情報保護への取り組み	11
■金融ADR制度への対応	12
■反社会的勢力との取引排除	12
●事業の概況	13
●地域貢献情報	17
業 務 内 容	
●事業のご案内	23
組 織	
●当会の組織	28
●役員等の報酬体系	31
●沿革・あゆみ	33
●JAバンクえひめの店舗網	34
資 料 編	35

信連のロゴマークについて



【ロゴマークのコンセプト】

○愛媛のEと信連のSをモチーフに作成

- | | | |
|-----|--------------------|---------|
| Sは… | ・サービス（service） | ：奉仕・貢献 |
| | ・セーフティ（safety） | ：安 全 |
| | ・サングイン（sanguine） | ：希望に満ちた |
| | ・シンセリティ（sincerity） | ：誠 実 |

○全体を円で包み込む形状で人の連帯・融和・協同の理念を表現

○中央の円は実りを表現（種子をイメージし、これから育てる豊かな実りへの努力・希望を表す）

○ロゴカラーは、萌黄色を使い、「農」をイメージするとともに、これから成長しようとする新しい息吹を表現

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会 会長
森 映 一



代表理事 理事長
篠 原 一 志

お客さま方には、日頃より私ども愛媛県信用農業協同組合連合会（JA愛媛信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

本年も当会をより深くご理解いただくため、当会の経営方針、業務内容、最近の業績等についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当会に対するご理解をより深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業金融における県域組織として、また農業および地域の発展を支援する地域金融機関として安定的運営を続けてまいりました。これもひとえに会員はもとより関係機関、地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

系統金融を取り巻く環境は、依然国内景気の低迷が続くなか、更なる少子高齢化の進展による人口減少と併せ、リテール分野における地域金融機関との競争が一段と激化してきております。

このようななか、「JAバンクえひめ」が信頼され、地域金融機関として選ばれるために、県下JAと当会の一体的事業運営態勢をより一層強化し、皆さまの負託に応えるとともに、今後も皆さまとの絆を大切にしていきたいと考えております。

平成24年度は、現在策定しております中期経営計画の最終年度にあたります。経営目標に掲げております『JAとともに、農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンクえひめを実現する』ため、より一層の『安定的収益還元機能の強化』と『JAバンクえひめ本部機能の強化』に取り組み、「JAバンクえひめ」が皆さまの「農業メインバンク」、「生活メインバンク」になれるよう努めてまいります。

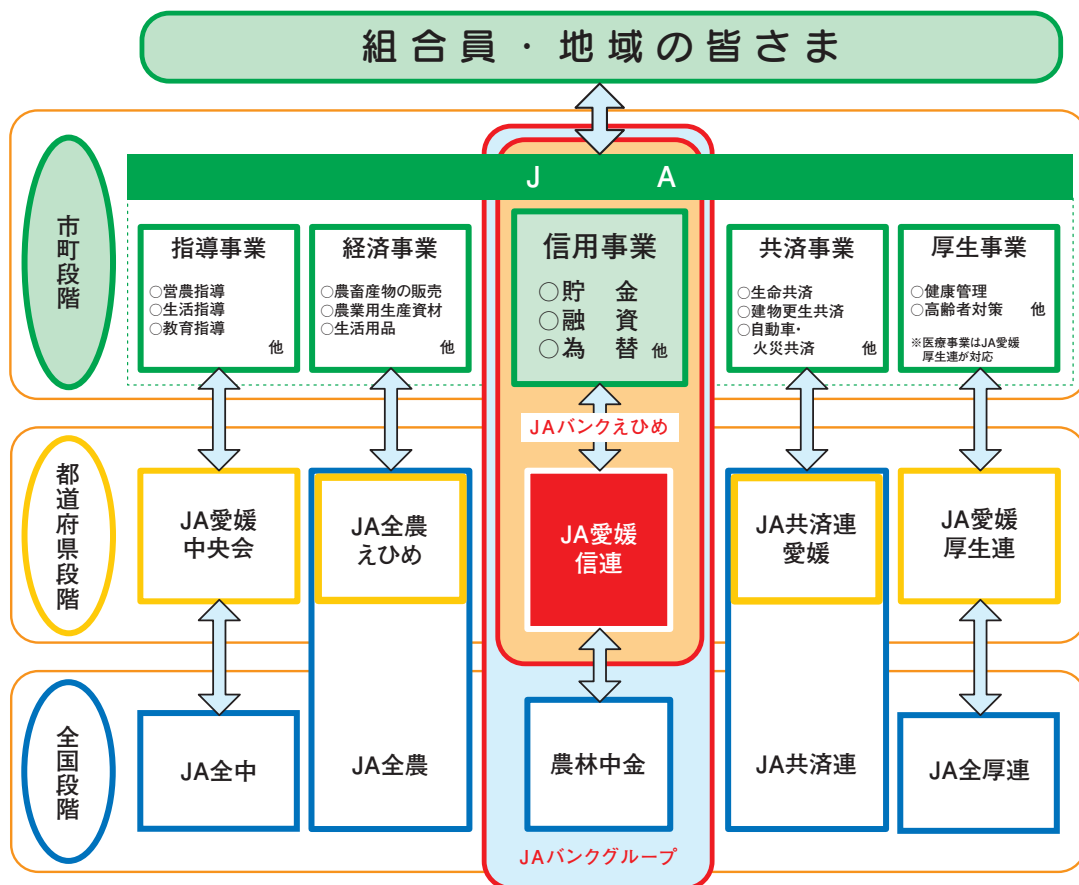
今後とも、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、皆さま方におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成24年7月

ＪＡグループにおけるＪＡ愛媛信連

ＪＡグループは、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業のほか、共済事業、経済事業、指導事業、厚生事業など様々な事業を行っております。このうち、信用事業を総称して「ＪＡバンク」と呼んでおり、各地域のＪＡ、都道府県段階の信連、全国段階の農林中金でＪＡバンクグループを形成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。

私もＪＡ愛媛信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、ＪＡの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、「ＪＡバンクえひめ」の一員として、県下ＪＡと一体となり組合員および地域の皆さまにお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めてまいります。



■『JAバンクえひめ』は、愛媛県内のJAバンクグループ（JA・JA愛媛信連）の総称です。

JAバンクグループ

JA うま	JA 新居浜市	JA 西条
JA 周桑	JA おちいまばり	JA 今治立花
JA 松山市	JA えひめ中央	JA 愛媛たいき
JA にしうわ	JA ひがしうわ	JA えひめ南
		JA 愛媛信連

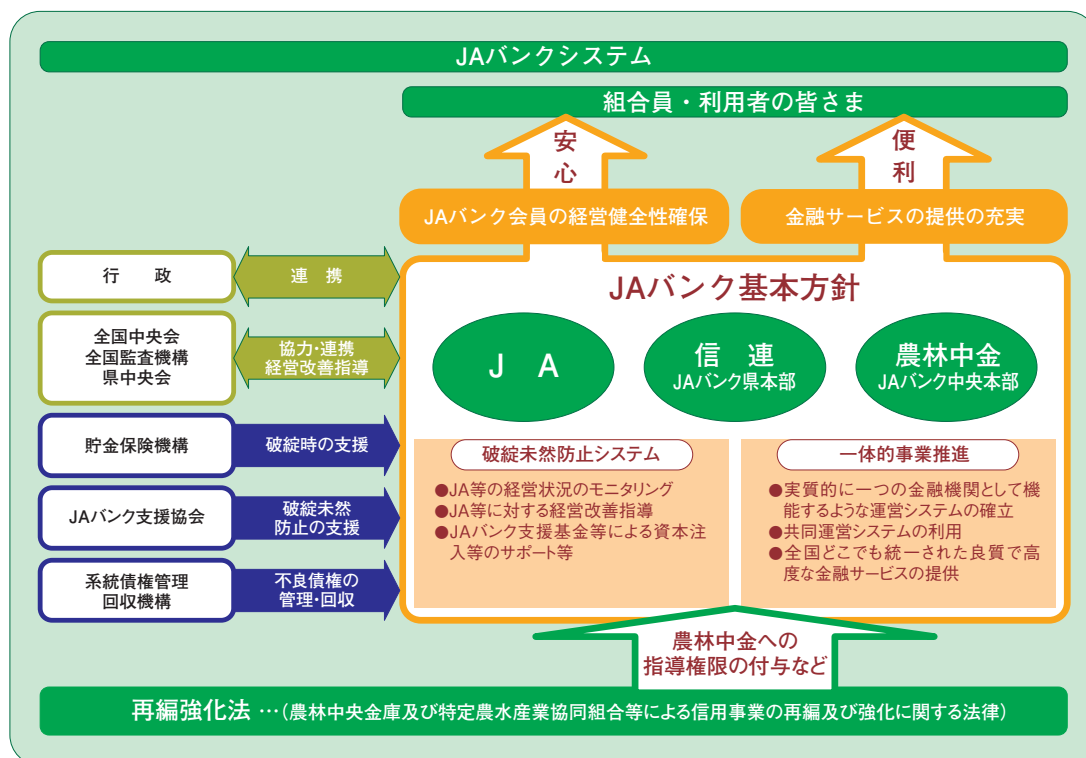
つながる ひろがる ゆめみる

 **JAバンクえひめ**

JAバンクシステム

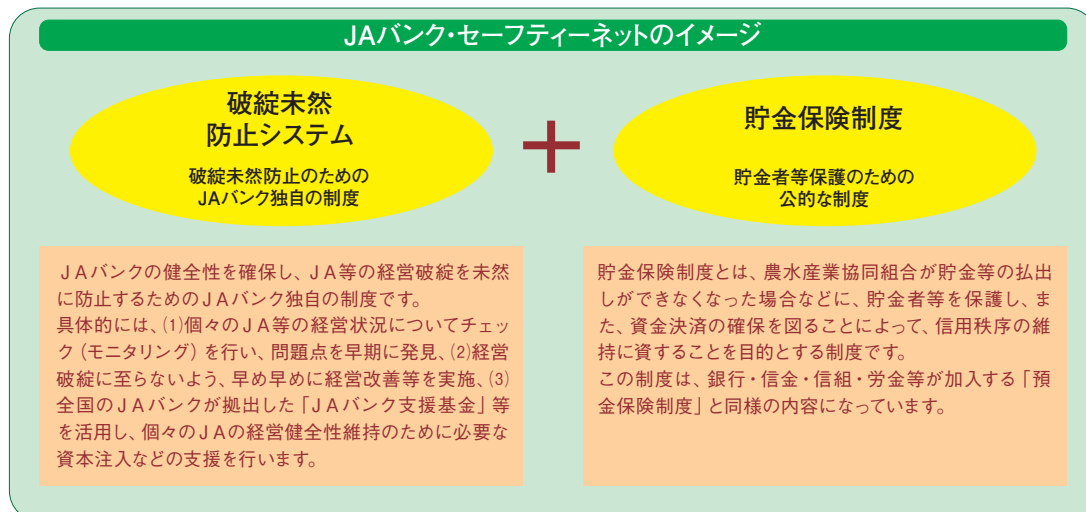
お客さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しております。

「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細やかな金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」を2つの柱としております。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、組合員、お客さまに一層の安心をお届けするため、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。



経営方針

当会は、愛媛県を事業区域とし、ＪＡバンク会員である県内のＪＡと当会が一体となり、「ＪＡバンクえひめ」として、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、県内のＪＡにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉として、農業基盤の拡充と発展に資する農業関連融資に積極的に取り組むとともに、地域経済の発展に寄与すべく地元企業や地方公共団体等への融資にも積極的に取り組んでいます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」の相互扶助精神のもと、当会はＪＡグループの一員として、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組み、お客さまから親しまれる金融機関を目指しております。

■ 経営理念

ＪＡとともに、農業・地域金融機関として
愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献する。

中期経営計画

当会では、現在の中期経営計画（平成22年度～平成24年度）に基づき、ＪＡバンクえひめの更なる発展に向け、「安定的収益還元機能の強化」および「ＪＡバンクえひめ本部機能の強化」に役職員が一丸となって取り組んでいます。

■ 中期経営目標

ＪＡとともに、農業とくらしに貢献し、
選ばれ、成長し続けるＪＡバンクえひめを実現する。

■ 基本戦略

1. 安定的収益還元機能の強化

【主要施策】

- ①収益力の強化
- ②経営の合理化・効率化
- ③経営・業務管理体制の高度化
- ④財務基盤の充実
- ⑤組織力の強化

2. ＪＡバンクえひめ本部機能の強化

【主要施策】

- ①農業メインバンク機能の強化支援
- ②生活メインバンク機能の強化支援
- ③一体的事業運営態勢の構築
- ④経営管理強化および健全性の維持
・向上に向けた支援
- ⑤地域・社会への貢献

■ J Aバンクえひめが一体となり「No.1」を目指すことを目的として、「取組スローガン」および「ロゴマーク」を設定し、業務に取組んでおります。



「One (ワン)」

～信頼と絆の強化に向けた
新たな進化への取組み～

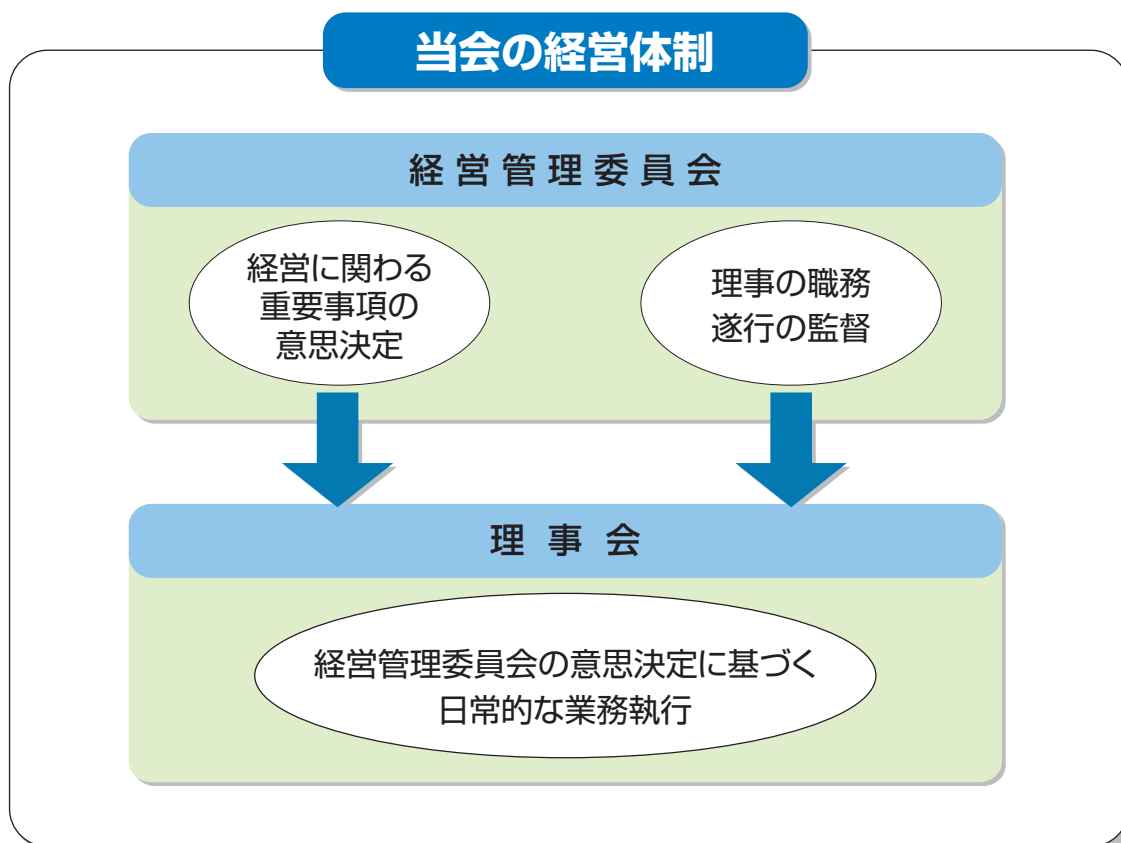
※農業（＝緑）を礎に、地域の暮らし（＝赤）の発展に向け、農業とくらしの架け橋を J Aバンクえひめ（＝青）が担っていく／「農業とくらしの間に J Aバンクえひめ」をイメージ。

※Open（開かれた）・New（新たな）・Evolution（進化）の頭文字。

経営体制

当会は、経営意思決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めております。具体的には、業務の基本方針や貸出限度額の決定などは会員の代表で構成する経営管理委員会が行い、経営管理委員会が定めた枠内における日常の業務執行を実務に精通した者で構成する理事会が行う仕組みになっております。

経営管理委員会は意思決定機能のほかに理事の職務遂行の監督機能も有しており、理事の職務遂行の合法性・合理性・適切性等を監督しております。



リスク管理の状況

■ コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするとともに、地域社会の負託に応え、揺るぎない信頼を確保するため、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各部門・責任者等の役割等の明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の向上に努めております。また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施等、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンスの啓蒙と徹底を図っております。

● 会 是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 二、信用と誠実
- 三、創造と実践

● コンプライアンス基本方針

役職員の行動の指針とするため、「会 是」をより具体化し明文化しております。

● 役員行為規範

役員（経営管理委員および理事）の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高揚のために制定しております。

● 職員訓

新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の負託に応えることを目的として制定しております。

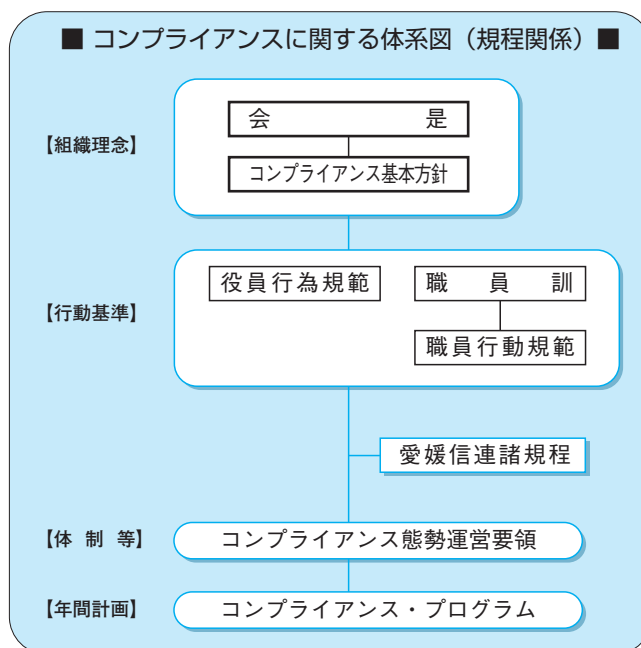
● 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しております。

● コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職員・各部署の役割を明文化し、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス態勢にかかる審議・検討を行い、遵守体制を確立・発展させていくことを目的として制定しております。

■ コンプライアンスに関する体系図（規程関係） ■



■ リスク管理態勢

昨今の金融市場は複雑かつ急速なリスクの変動をもたらしており、金融機関経営に損失を与える可能性および発生した場合の影響度を把握し管理することは、重要な経営課題となっております。

このような情勢にあるなか、当会が健全性の高い経営を確保し信頼を維持していくために、リスク管理を内部統制の一部として、自己責任に基づくリスク管理態勢の構築に努めております。また、安定的な収益構造を確立するために、可能な限り適切かつ有効なリスク管理の取り組みを行っております。

● リスクマネジメント体制

当会は、「リスクマネジメント基本方針」を定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、様々なリスクの管理を行う枠組みを構築するとともに、それらを統合的に管理する態勢を整備しております。具体的には、基本方針に沿って「リスクマネジメント規程」を定め、一連のリスク管理を行うとともに、重要事項についてはリスクマネジメント委員会において審議のうえ、意思決定を行う体制を構築しております。

更に、資金運用に係る信用・市場リスク管理については、「リスクリミット方針」を定め、安定経営の充実・強化に努めております。

● 貸出審査体制・余裕金運用体制

貸出金の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うとともに、企業の実態的な財務内容把握等により貸出部門での一次審査の充実を図っております。

なお、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において業種特性を踏まえた審査を実施する等、信用リスク管理の徹底を行っております。

また、余裕金運用に関しては、「余裕金運用規程」に基づき運用方針等を定め、市場環境の変化に対応した効率・安全運用に努めるとともに、運用執行部門（フロント）からリスク管理部門（ミドル）、後方事務部門（バック）を分離し、牽制機能を確保しております。

● 自己査定体制

資産の査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」等に基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、自己査定結果による適正な償却・引当額の算定を行っております。

また、厳正な査定を行うため、独立した二次査定部門において一次査定結果の正確性の検証等、牽制機能が発揮できる体制としております。

● 監査体制

業務運営の健全性と適切性の確保に資するため、監事による定例・随時の監査を実施するとともに、会計や事務処理の適正化と事故の未然防止のため、独立した監査部門において内部監査を実施しております。

さらに、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めるとともに、常勤監事・員外監事を設置し、監査体制の充実・強化を図っております。

■ 利用者保護等管理態勢

当会では、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保に向けて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、当会との取引にともない、お客さまの利益を不当に害するような利益相反行為を行わないため「利益相反管理方針」を定め、利用者保護に取り組んでおります。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
（１）お客さまと当会との間の利益が相反する類型
（２）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
（１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（２）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
（３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
（４）その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 金融円滑化にかかる基本方針

当会では、農業を基盤とする地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等の地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、真摯に取り組んでおります。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような体制を整備いたしております。

- (1) 理事長以下、常勤理事および関係部署長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理します。
- (2) リスク管理室長を「金融円滑化管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 融資部および愛媛県庁支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、営業窓口における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適切な勧誘を行います。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

情報セキュリティへの取り組み

当会では、会員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供する為、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 個人情報保護への取り組み

当会では、利用者等の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 関係法令等の遵守
当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。
なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会の本（支）店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正取得
当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理装置
当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。
5. 第三者提供の制限
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 開示・訂正等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
8. 苦情窓口
当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
9. 継続的改善
当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■ 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談および苦情等を受け付けております。

苦情等受付・対応態勢

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【当会の相談・苦情受付窓口】

担当部署 リスク管理室リスク管理課
電話番号 089-948-5273
電子メール shinren-risk@jabank-ehime.or.jp
受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

また、第3者機関である「愛媛県JAバンク相談所」においても、当会業務に関するご相談・苦情等を受け付けております。

【愛媛県JAバンク相談所】

電話番号 089-948-5656
受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

電話番号 089-941-6279
受付時間 午前10時～午前12時
午後1時～午後4時
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

上記弁護士会のご利用に際しては、当会の相談・苦情受付窓口または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、愛媛県弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。

■ 反社会的勢力との取引排除

当会では、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」および以下の基本方針を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むこととしております。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

2. 組織的な対応

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

3. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

事業の概況

■ 経営環境

国内景気は、昨年の東日本大震災発生以降、個人消費の落ち込みなど景況感は大幅に悪化したものの、官民挙げての復興活動により徐々にではありますが、回復傾向にあるものと思われます。

しかしながら、原発停止による電力需給問題や、消費税増税の今後の行方など、景気にとってマイナス要因も多く見受けられます。また、海外における新興国の景気減速や、ヨーロッパの信用不安なども影響が懸念されるところです。

一方、JAバンクを取り巻く環境は、少子高齢化が進展するなかで、個人顧客を巡る地域金融機関との競争が益々激化しています。また、農業分野については、米国などとの交渉が続いているTPP（環太平洋経済連携協定）への参加動向や、戸別所得補償制度を始めとする政策見直しの動きが懸念されるところであります。

こうした情勢のもと、当会は平成23年度事業方針に基づき、「安定的収益還元機能の強化」および「JAバンクえひめ本部機能の強化」に取り組みました。収益還元機能の強化については、貸出、有価証券の効率的な資金運用に努めるとともに、長期安定収益の確保を目的に有価証券ポートフォリオの改善を実施しました。

また、JAバンクえひめ本部機能の強化として、貯金、ローン、年金および給与振込の県下統一キャンペーンの企画および推進支援を行ってまいりました。

以上のような取り組みの結果、経常利益、当期剰余金ともにほぼ計画した水準を確保することができました。

■ 業績

平成24年3月末の県下JA貯金残高は1兆6,244億円となり、前年同月比272億円増加しました。

JA貸出金残高は3,131億円となり、前年同月比94億円減少しました。

当会の資金調達では、平成24年3月末貯金残高は1兆2,072億円となり、前年同月比350億円増加し、平成23年度期中平均残高は1兆2,088億円で、前期比533億円増加しました。

一方、資金運用では、預け金残高は7,490億円となり、前年同月比746億円増加し、期中平均残高は7,460億円で、前期比633億円増加しました。

貸出金残高は911億円となり、前年同月比47億円減少し、期中平均残高は944億円で、前期比31億円減少しました。

有価証券残高は4,104億円となり、前年同月比246億円減少し、期中平均残高は3,967億円で、前期比63億円減少しました。

事業収支では、経常収益は172億9千1百万円、経常費用は141億3千5百万円となりました。この結果、経常利益は31億5千5百万円で、前期比9億2千8百万円の減益となりました。また、当期剰余金は24億8千3百万円で、前期比6億7百万円の減益となりました。

トピックス

● JAバンクえひめロールプレイング大会

東京第一ホテル松山コスモホールにて、平成23年11月2日に平成23年度「JAバンクえひめMAロールプレイング大会（約150名参加）」を、11月10日に「JAバンクえひめ 窓口担当者ロールプレイング大会（約150名参加）」を開催しました。

各JAより選抜された12名の方が競技を行い、日頃の業務で培ったものを存分に発揮しました。今後も、ロールプレイング大会を通して、お客さまによりよい提案ができるよう技術の向上に努めてまいります。



● 給与振込はJAにおまかせキャンペーン

JAバンクえひめでは、平成24年2月1日から平成24年5月31日まで「給与振込はJAにおまかせキャンペーン」を実施しました。

このキャンペーンを通じて、JAのATMの利便性を広くお客さまにPRするとともに、新たにJAをご利用いただけるお客さま獲得に努めました。

キャンペーン期間中に、JAを指定していただいた方にもれなく、「松下奈緒クオカード」をプレゼントしました。



● JAバンクえひめ 年金花道キャンペーン

JAバンクえひめでは、平成23年6月1日から平成23年8月31日まで「夏の年金花道キャンペーン」を実施しました。

また、年金をご予約いただいた方に対して金利上乘せの年金予約貯金を紹介するとともに、JA年金受給者・予約者を対象とした「年金コンサート」を実施しました。

「年金花道キャンペーン」は、年金のお受け取りという第二の人生のスタートにあたって、お客さまの第二の人生に花咲かすパートナーとしてJAバンクをお選びいただくという趣旨のもので、キャンペーン期間中に、年金のお受け取りを新たにJAにご指定いただいた方に、ギフトカードをプレゼントしました。



● J Aバンクえひめ 個人貯金増強キャンペーン

J Aバンクえひめでは、県下統一で平成23年6月15日から平成23年8月31日まで「夏の福ふくキャンペーン」平成23年11月1日から平成23年12月30日まで「冬の福ふくキャンペーン」を実施しました。

夏・冬の県下統一での金利上乘せ定期貯金を取り扱い、J Aバンクえひめが一体となり、個人貯金増強に努めました。



● J Aバンクえひめ マイカー・教育ローンキャンペーン

J Aバンクえひめでは、「ライフサポートキャンペーン」と銘打って県下統一金利で平成23年11月1日から平成24年4月27日までマイカーローン、教育ローンキャンペーンを実施しました。

また、キャンペーン金利と併せて抽選で90人様に商品券をプレゼントしました。



● ラッピングバスの運行

ラッピングバスの運行を昨年より開始しております。ラッピングのデザインは、J Aバンクのキャラクターとして長年皆さまに愛されてきた「ちょきんぎょ」を全体にちりばめ、明るく・親しみやすいデザインにしました。

また、平成24年6月に愛媛広告賞の屋外・装飾看板部門において入賞いたしました。引き続き、毎日松山市内を元気に走行しておりますのでぜひご注目ください。

(路線：松山空港 - J R松山駅 - 松山市駅 - 一番町 - 道後温泉)



● ホームページのリニューアル

便利で使いやすいホームページにするため、昨年度に引き続き、J Aバンクえひめホームページのリニューアルを行いました。トップページのレイアウトを大幅に変更し、お伝えしたいトピックス情報を見やすくしたほか、ローン商品の紹介ページ等をよりわかりやすい仕様に変更しました。J Aバンクえひめのポータルサイトとして、日々魅力ある情報発信に努めております。



● 機構改革

当会では、J Aバンクえひめの地域に密着した活動をサポートする体制を構築するため、機構を改革しました。

○ J A法務相談窓口の設置

当会としての法務相談にかかる問い合わせ専用窓口として、融資営業課内に「J A法務相談窓口」を平成23年10月に設置しました。

対応する内容は、金融法務全般にかかる各種相談業務で、具体的には貸出にかかる不良債権の管理・回収およびその他民法上の問い合わせや、貯金等も含めた相続等の相談対応を行っております。

また、法務相談については、電話対応のほか、必要に応じてJ Aに出向いての対応も行っております。

○ 融資営業部と農業金融部を統合

J Aバンクえひめ中期戦略（平成22年度～24年度）では、農業メインバンク機能強化を図ることとしております。

当会では、県域一体となり農業者の金融ニーズに的確に応えていく体制を強化するため、農業金融課（農業金融センター）が融資営業課と連携し、担い手農家だけでなく農業法人等に対するアプローチを強化し、農商工連携事業の検討・実施に向けた体制整備を行うことを目的として、平成24年4月より融資営業部と農業金融部を統合し「融資部」としました。

○ 総務部庶務課を総務部総務課に名称変更

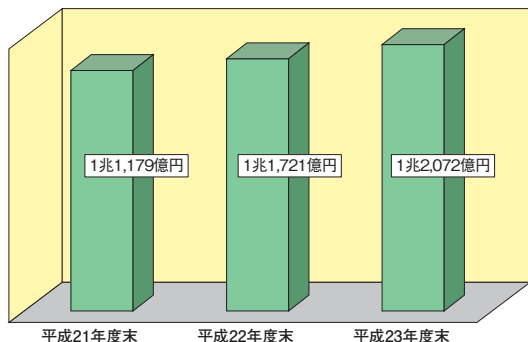
担当業務について、理事会等の会議運営、規程・固定資産管理等様々な業務を担当している点を勘案し、平成24年度4月より総務部庶務課から「総務部総務課」へ名称変更を行いました。

地域貢献情報

資金調達および資金供給の状況

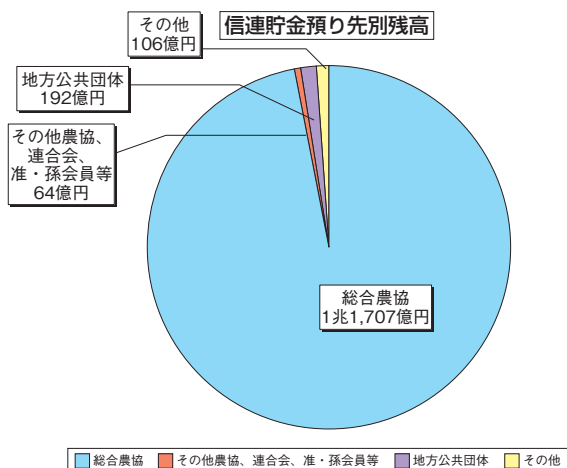
信連の資金調達の状況

信連貯金等残高の推移



当会の貯金等の残高は、平成24年3月末現在 1兆2,072億円となり、前年比350億円増加しました。

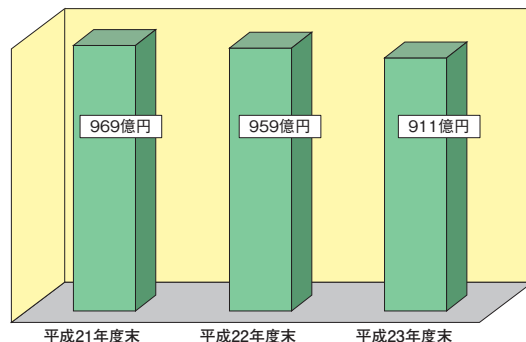
信連貯金預り先別残高



当会の資金調達は主として総合農協（JA）からの貯金によるものです。

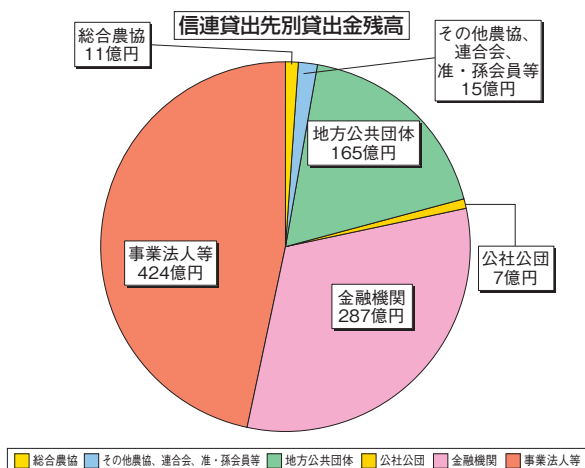
信連の貸出金の状況

信連貸出金残高の推移



当会の貸出金の残高は、平成24年3月末現在911億円となり、前年比47億円減少しました。

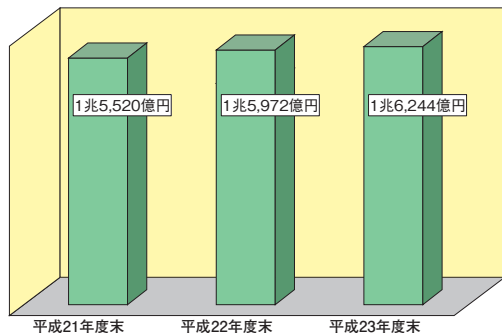
信連貸出先別貸出金残高



県下JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。

JAの資金調達の状況

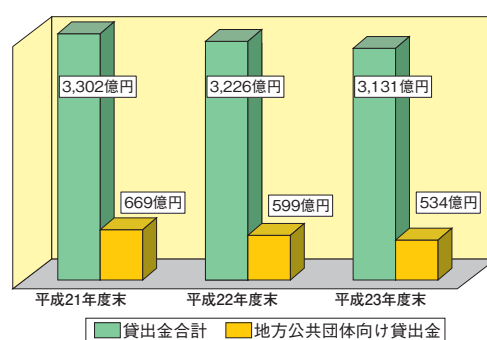
JAの貯金等残高の推移



JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預りしている貯金等の残高は、平成24年3月末現在 1兆6,244億円となり、前年比272億円増加しました。

JAの貸出金の状況

JAの貸出金残高の推移



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。平成24年3月末現在の貸出金残高は3,131億円、うち地方公共団体向け貸出金は534億円です。

■ 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受けて、J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいく中で、J Aバンクえひめとしても、J A・信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮をめざし、担い手金融強化に積極的に取り組んでおります。

それぞれの役割分担としては、J Aは、認定農業者（農家）や集落営農組織、J A出資法人等の担い手を主体に金融対応を行っております。また、信連・農林中金は、J Aの取り組みを推進・支援するとともに、「J Aの対応が困難な農業法人等の担い手」に対し、直接融資、またはJ Aとの協調融資等により積極的な金融対応を行ってまいります。

● 農山漁村等地域の活性化のための融資を始めとする支援

○ 担い手金融リーダーの配置

愛媛農業の基盤となる担い手農家の育成確保を図るため、「愛媛農業復興実践運動」を展開するなか、部門横断的な担い手農家対応部署のメンバーとして、J A、信連、農林中金にそれぞれ担い手金融リーダーを配置し、営農指導事業、経済利用事業との連携を図るとともに、担い手農家等の資金調達対策等に対応しております。

○ J A 担い手金融リーダーの育成支援（研修会等の実施など）

J Aの担い手金融リーダーの対応能力向上のために、リーダー会議を定期的に開催するとともに、農業融資研修会等を実施しました。

○ 「えひめ中小企業応援ファンド（農商工連携枠）」に資金拠出

愛媛県が中心となって設立した「えひめ中小企業応援ファンド（農商工連携枠）」に3億円を無利子で提供し、農商工連携事業の支援を行っております。

○ 農業融資残高調査

農業融資の残高調査・分析を通して、担い手農家の資金ニーズに対応するため、資金メニューの充実や的確な資金の提案・提供に取り組んでおります。

○ 愛媛県農業法人協会への加入

愛媛県農業法人協会に賛助会員として加入し、同協会を通して愛媛県下農業に関する情報収集に努めるとともに、農業融資の拡大を図るため、加盟法人への訪問活動を行っております。

● 担い手農家の経営のライフサイクルに応じた支援

○ 各種利子助成支援

担い手農家の農業経営の負担軽減を目的として、J Aバンクアグリサポート利子助成、災害資金利子助成等を実施しております。

○ 相談対応支援

J A担い手金融リーダーと担い手農家・農業法人へ同行訪問を実施するなど、農業資金の利用相談等に取り組んでおります。

○ 各種農業資金、制度資金の提供

J A と協調し、農業近代化資金、就農支援資金、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金等の各種農業資金、制度資金を貸出しております。

【主な制度資金等】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農 業 近 代 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。
農業経営改善促進資金 （新スーパーS資金）	「認定農業者」の農業経営に必要な運転資金のため、低利で提供される短期の制度資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
就 農 支 援 資 金	新規就農者が農業技術を実地に習得するための研修、その他就農準備に必要な経費のため、無利子で提供される長期の制度資金（財政資金）です。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
農 業 改 良 資 金	農業の「担い手」の新作物分野・新技術へのチャレンジ、新たな加工・流通部門への進出など、高リスク農業への取組み支援のため、無利子で提供される長期の制度資金です。
J A 独自資金	
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できるJ Aバンク独自の資金です。
J A 農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能なJ Aバンク独自の資金です。
営 農 ロ ー ン	組合員の営農に必要な営農資金に利用でき、迅速な対応が可能なJ Aバンク独自の資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
信連独自資金	
信連アグリサポート資金	農業者（個人・法人）が行う農業生産および農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金を低利かつ迅速に融通する信連独自の資金です。

（注）上記商品の詳細は、お近くのJ A窓口にお問合せください。

● 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手農家に適した資金の供給

○ 農業負債整理資金の提供による経営支援

農業負債整理資金を提供（担い手金融の主体となるJ Aからの提供。信連は相談対応等、J Aサポートを担当）するなど、経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでおります。

○ 愛媛県産農林水産物の販売拡大等への協力

当会は、「えひめ愛フード推進機構」や「愛媛県地域貿易振興協議会」等への協賛を通じて、愛媛県産農林水産物の販売拡大、地産地消の活動および輸出促進等に協力しております。

■ 文化的・社会的貢献活動

● 地域イベントへの協賛等を通じた地域密着の取り組み

地域密着・地域貢献の一環として、地域イベントに積極的に参加・応援しております。

○ 第50回「愛媛マラソン」への協賛

平成24年2月5日に開催された、第50回愛媛マラソンに特別協賛するとともに、JAバンクえひめのブースを設置し、JA職員ならびにJA女性部の皆さんと協力し、地元の豚肉、野菜、お米を使用した「元気鍋」や「おにぎり」を配布しました。また、当会陸上部も大会に出場し、地域の皆さまとのふれあい、ご声援の温かさを実感しました。



○ 愛媛マンダリンパイレーツへの協賛

地元球団「愛媛マンダリンパイレーツ」を応援するため、オフィシャルスポンサーとして、地域の皆さまとともに応援しました。



○ 第14回俳句甲子園への協賛

俳都松山で繰り広げられる俳句甲子園に協賛し、俳句文学の興隆、高校生の地域間・世代間交流や豊かな人間性が育まれるよう応援しました。

○ えひめスイーツコンテスト2011への協賛

えひめスイーツコンテストへの協賛を通じ、愛媛県産農産物のブランド化と永続的な消費拡大、県内産業の振興を応援しました。

○ 愛媛FCとの相互協力

地産地消の推進と地域の食育とスポーツ文化の発展のため、「愛媛FC」との協力協定を結び、地域振興への協力を深めております。

● 地方公共団体等への協力

愛媛県の指定代理金融機関として公金事務の取扱いのほか、県、公社公団などの資金需要に対し債券の引受けおよび融資等を行っております。

また、第3セクターや公益事業あるいは地域農業の発展に寄与すると認められる団体等へ出資するなど、地域社会・地域農業の発展に協力しております。

● 地元産品の安全・安心な農畜産物の提供、P R

J Aにおける取り組みとして、農畜産物直売所の運営を通して、安全・安心な農畜産物の提供、P Rを行っています。

● J Aバンクアグリサポート事業の展開

J Aバンクえひめが一体となって、農家組合員経営、農業・農村等地域社会の課題解決、成長のためのサポートを行う事業を創設することで第1次産業振興を目的とした協同組織金融機関としての役割を果たすべく取り組んでおります。事業内容は以下の3つです。

1. 農業関連資金助成事業
2. J Aバンク協調型事業
3. 食と地域の文化発信事業

上記事業のうち、J Aバンク協調型事業においては、教材本贈呈、教育活動費用助成などを実施しているほか、食と地域の文化発信事業においては、J Aでの教育活動の取り組みにかかる情報発信などを実施しております。

○ 教材本贈呈

子供たちの農業への理解が深まるよう、食と農業、環境保全等にかかる教材本を、県内の小学校の5年生を対象に寄贈しました。

○ 教育活動助成

各J Aでの小学生を対象とした教育活動を支援するため、教育活動にかかる費用助成を実施しました。

○ 情報発信

J Aでの教育活動等の社会貢献を広く訴求するため、メディアによる情報発信事業を展開しました。



みんなでイネを植えました



牛の乳を搾りました



教材本の贈呈

● 年金相談会の開催

年金に関する社会的関心が強まる中、松山市堀之内にて平成23年10月22日(土)～23日(日)に開催された「えひめ・まつやま産業まつり」において、既に年金をお受け取りの方や、これから受け取りをご予定の方を対象とした「年金相談会」を実施しました。

● 公共募金活動への協力

赤い羽根募金及び交通遺児育英募金への寄付協力を通じて、各種ボランティア活動や地球環境保護活動等に取り組んでいます。



● クリーン作戦の展開

小さな親切運動の一環として、全職員でクリーン作戦を実施し、きれいな街づくりに努めています。

● 少子高齢化社会への対応

愛媛県が推進する少子・高齢化対策に賛同し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育て支援やワークライフバランスのとれた職場づくりに努めています。

● 地球環境に優しい暮らしをされる方を応援するローン商品の提供

J Aバンクえひめでは、地球環境に優しい暮らしをされる地域の皆さまを応援するためのローン商品を提供しています。



1. J A住宅ローン「とくとくプラン」

この商品は3年、5年、10年の固定金利期間選択型の住宅ローンですが、固定金利期間終了後再度固定金利を選択された方に対して、以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしています。

○次のいずれかに該当される方

エコ対応サポート	●オール電化住宅 ●ガス省エネ住宅（エコウィル、エネファーム等） ●太陽光発電住宅
----------	---

2. とくとくリフォームローン

この商品は、お住いの増改築などリフォーム工事にご利用いただけるものですが、工事の中に以下のものが一つでも含まれていれば金利を引き下げることとしています。

耐震リフォーム	●住宅の基礎部分の補強 ●筋かいを入れるなどの壁の補強 ●土台と柱を金物で固定 など
バリアフリーリフォーム	●階段の勾配緩和 ●手すりの取り付け ●段差の解消 など
省エネリフォーム	●太陽光発電設備 ●太陽熱温水器 ●オール電化設備（電気温水器、IHクッキングヒーター等） ●ガス省エネシステム（エコウィル、エネファーム等） ●断熱工事（壁などの断熱工事、二重サッシの取り付け）など

住宅ローンをはじめとする各種ローンのご相談は、県下JA・JA愛媛信連の下記ローン相談窓口をお気軽にご利用ください。

東予 JAうま
四国中央市中曽根町1596-2
Tel.0896-24-2327
ローンセンター

東予 JA新居浜市
新居浜市田所町3番63号
Tel.0897-37-1003
本店営業部

東予 JA西条
西条市神拝字出口甲478番地1
Tel.0897-56-1800
金融共済部 資金課

東予 JA周桑
西条市丹原町池田1701番地1
Tel.0898-68-7800
金融共済部 推進指導課

東予 JAおちいまばり
今治市北宝来町1丁目4番地1
Tel.0898-33-7270
ローンセンター夢見館

東予 JA今治立花
今治市北島生町3丁目3番地14号
Tel.0898-23-0246
金融部 営業課

中予 JA松山市
松山市三番町8丁目325番1
Tel.089-946-1611
金融推進部 融資課

中予 JAえひめ中央
松山市千舟町8丁目128番地1
Tel.0120-302-281
融資部 ローンセンター

中予 JA愛媛たいき
大洲市東大洲196番地
Tel.0893-24-4181
金融部 融資一課

南予 JAにしうわ
八幡浜市江戸岡1丁目12番10号
Tel.0894-24-1118
金融部 資金運用課

南予 JAひがしうわ
西予市宇和町卯之町2丁目462
Tel.0894-62-1212
金融部 融資課

南予 JAえひめ南
宇和島市栄町港2丁目600-10
Tel.0895-28-6022
ローンセンターみなみ

つながるひろがるゆめみる
JAバンクえひめ JA/JA愛媛信連

ローンサポートセンター
0120-374-889
(ローンサポートセンターは、JAローンにかかる県内総合案内窓口です。)

業務内容

事業のご案内

貯金業務

当会は、会員JAや連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。当座貯金、普通貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけるよう取り揃えております。

【主な貯金商品】

種 類	お預入期間	お預入単位等	特 色
総 合 口 座	普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、自動融資機能を持たせた貯金です。「貯める」、「受取る」、「支払う」、「借りる」の機能を備えた便利な口座です。個人のお客さま専用です。		
普 通 貯 金	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	貯金保険制度による保護対象商品です。(無利息型の普通貯金は全額保護されます。)
定 期 貯 金	各定期貯金の種類に準じます。	各定期貯金の種類に準じます。	定期貯金・定期積金の残高の90%(最高500万円)まで自動融資が受けられます。
当 座 貯 金	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	商取引のご決済口座として、小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。無利息貯金です。
普 通 貯 金	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。
普通貯金無利息型 (決済用貯金)	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。
貯 蓄 貯 金	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	お預入残高に応じて金利が設定されます。出し入れ自由で、毎月お利息が受け取れます。
通 知 貯 金	7日以上	1,000円以上 (1円単位)	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。
スーパ-定期貯金	1か月以上 5年以内	1,000円以上 (1円単位)	お預入期間は1か月以上5年以内で自由にお選びいただけます。
大 口 定 期 貯 金	1か月以上 5年以内	1,000万円以上 (1円単位)	1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。
期日指定定期貯金	最長預入期間 3年	1,000円以上 300万円未満 (1円単位)	据置期間(1年)経過後は、払戻日を1か月前までに指定することにより一部または全額のお引出しができます。個人のお客さま対象の定期貯金です。
積立式定期貯金	自由型：預入期間・金額を決めずに積立。 目標型：預入期間を決めて積立。 (1年以上10年以内)	1回当たり 1,000円以上 300万円未満 (1円単位)	月々のお積立てを期日指定定期貯金(法人の場合はスーパ-定期貯金)でお預かりします。定期的な積立以外に余裕があれば、いつでも自由に預入れができます。
定 期 積 金	1年以上7年以内	1回当たり 1,000円以上 (1円単位)	ライフサイクルに合わせてコツコツ積立てていくのに最適です。

(注) その他商品については、貯金窓口でお尋ね下さい。

貸出業務

当会は、会員JAや連合会などへの貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへの貸出も実施し、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

【主な融資商品】

融資の種類	ご融資先	資金使途	ご融資限度額	ご融資期間および返済方法	担保・保証
一般的融資	法人・個人の皆さま	設備資金 運転資金	最高限度額を事業年度毎に決定します	資金使途等に応じてご相談のうえ決定します	必要に応じて提供していただきます

(注) 上記は一般的なご融資の場合ですので、個別の融資相談については、融資窓口でお尋ね下さい。

■ 受託・代理貸付業務

当会は、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業者、農業経営体および農業関係団体の皆さまに農業生産基盤の向上に必要な長期・低利資金の取扱いや、地域の皆さまにご子弟の進学のための教育資金や住宅の建設・購入などに必要な長期・低利資金を取扱っております。

■ 為替・振替決済業務

当会は、県下JAの決済業務本部として、全国のJAならびに他金融機関との貯金ネットサービスや為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取扱いを通じ、地域の皆さまへのサービス向上に努めております。

■ 資金運用業務

当会は、皆さまからお預かりした資金を貸出金として運用するほか、農林中金への預け金や国内外の金融証券市場で有価証券などにより効率的に運用しております。有価証券運用では、リスク管理の徹底により安全性・流動性を確保するとともに収益性の向上に努めております。

■ 金融推進業務

当会は、JA組合員・地域の皆さまのニーズにお応えし、より質の高い金融サービスを提供するため、JAバンクえひめの推進戦略の企画、新商品の開発、マーケティング・PR活動を行っております。

■ 指導・相談業務

当会は、JAバンクえひめの健全性・信頼性確保を図るため、JAの経営・体制整備状況を調査・把握し、JAバンクシステムの適正な運営に努めております。また、コンプライアンスやリスク管理強化を始め、金融サービスの向上を目的としたJA職員向け教育研修を実施するとともに、JAからの金融法務・BISシステム等に関する相談に対応しております。

■ ローンサポート業務

JAローンの迅速かつ良質なサービスを提供するため、JAに対する各種サポートを行っております。具体的には、ハウスメーカーへのPR活動等の営業サポート、申込書類代行作成等の審査サポート、ローン実行後の管理サポートなどです。

■ 公金取扱業務

愛媛県指定代理金融機関として公金の収納および支払いを行っております。

■ 国債窓口販売業務

皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、長期利付国債などの窓口販売を行っております。

■ 電算業務

県下JAおよび当会における貯金・貸出・為替・インターネットバンキング等のオンライン取引は、全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムにおいて正確かつ、迅速に処理を行っております。

■ その他の業務およびサービス

当会では、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどの取扱いを行っております。

キャッシュコーナーでは、全国JAのキャッシュカードのほか、銀行や信用金庫などの「MICS全国キャッシュサービス加盟金融機関」や「ゆうちょ銀行」のキャッシュカードもご利用いただけます。

また、パソコン・携帯電話を利用した「JAネットバンク」の取扱いも行っております。

【主な手数料】

● 為替手数料

平成24年7月1日現在

区 分			手 数 料 (消費税含)					
			JAネット バンク 利用	機械利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口利用
						MT等	帳票	
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満	無 料	無 料	無 料	105円	105円	210円
		3万円以上	無 料	無 料	無 料	210円	315円	420円
	当連合会本支店・ 県内系統金融機関あて		3万円未満 無 料	3万円以上 無 料	105円 210円	105円 210円	210円 420円	315円 525円
	県外系統金融機関あて		3万円未満 105円 210円	3万円以上 105円 210円	105円 210円	105円 210円	210円 420円	315円 525円
	他金融機関 あて	電信扱	3万円未満 315円 420円	3万円以上 315円 420円	315円 420円	315円 420円	525円 735円	630円 840円
		文書扱	3万円未満 — —	3万円以上 — —	— — —	— — —	— — —	630円 840円
給与振込 手数料 1件につき	当連合会本支店・系統金融機関あて		無 料					
	他金融機関あて		210円					
送金手数料 1件につき	当連合会本支店・県内系統金融機関あて		420円					
	他金融機関あて		630円					
代金取立 手数料 1通につき	当連合会本支店あて		210円					
	県内系統金融機関あて		420円					
	他金融機関 あて	普通扱（集中取立）	630円					
		至急扱（個別取立）	840円					
	手 形 交 換	当連合会加盟交換所	210円					
		広域交換扱い	420円					
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料 1件につき		630円					
	不渡手形返却料 1通につき		630円					
	取立手形組戻料 1通につき		630円					
	取立手形店頭呈示料 1通につき		630円					

ただし、630円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。

1.「県内系統金融機関」とは、愛媛県内の農業協同組合をいいます。

2.「県外系統金融機関」とは、愛媛県外の農業協同組合・信用農業協同組合連合会、愛媛県内外の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会および農林中央金庫をいいます。

3.視覚障がいのお客さま等（視覚障がいの方・手が不自由な方等、ATMを利用して振込手続きを行うことが困難な方）の窓口利用の振込手数料は、ATM利用手数料となります。

● ATM利用手数料

平成24年7月1日現在

キャッシュ（ローン）カードの区分				利 用 時 間		手 数 料 (消費税含)		
J A キ ャ ッ シュ カ ー ド	県内 J A キャッシュカード	お預入	平 日	8：00 ～ 21：00		無 料		
			土曜日	8：45 ～ 21：00				
			日曜日 祝 日	9：00 ～ 21：00				
		お支払	平 日	8：00 ～ 21：00				
			土曜日	8：45 ～ 21：00				
			日曜日 祝 日	9：00 ～ 21：00				
	県外 J A キャッシュカード	お預入	平 日	8：00 ～ 21：00				
			土曜日 日曜日 祝 日	9：00 ～ 17：00				
			平 日	8：00 ～ 21：00				
		お支払	土曜日 日曜日 祝 日	9：00 ～ 17：00				
							無 料	
			土曜日 日曜日 祝 日	9：00 ～ 17：00				
JFマリンバンクカード		お支払	平 日	8：00 ～ 21：00				
			土曜日 日曜日 祝 日	9：00 ～ 17：00				
愛 媛 銀 行 カ ー ド 三菱東京UFJ銀行カード		お支払	平 日	8：00 ～ 8：45		105円		
				8：45 ～ 18：00		無 料		
				18：00 ～ 21：00		105円		
			土曜日 日曜日 祝 日 年末日	9：00 ～ 17：00		105円		
他 行 カ ー ド （ JFマリンバンクカード、 愛媛銀行カード、三菱東京 UFJ銀行カードは除きます ）		お支払	平 日	8：00 ～ 8：45		210円		
				8：45 ～ 18：00		105円		
				18：00 ～ 21：00		210円		
			土曜日 日曜日 祝 日	9：00 ～ 17：00		210円		
								105円
ゆうちょ銀行ATM利用 （当連合会カードでゆうちょ銀行 のATMを利用した場合の手 数料です）	お預入	平 日	8：00 ～ 8：45		105円			
			8：45 ～ 18：00		無 料			
			18：00 ～ 21：00		105円			
	お支払	土曜日 日曜日 祝 日	9：00 ～ 17：00		105円			
			平 日	8：00 ～ 8：45		105円		
				8：45 ～ 18：00		無 料		
		18：00 ～ 21：00		105円				
		土曜日 日曜日 祝 日	9：00 ～ 17：00		105円			

- 上記手数料は、ATM1回あたりの利用手数料です。
- 当連合会、県内JAおよび全国のJAが発行するキャッシュカードで当連合会を含む全国のJAが設置するATMおよび全国のJFマリンバンクが設置するATMを利用された場合の手数料は終日無料となります。
ただし、他行と共同設置しているATMについては、手数料が必要となる場合があります。
*JFマリンバンクとは、信用事業を行う全国の信漁連・漁協等が構成するグループの総称です。
- ATMのご利用時間は設置場所により異なります。

【ゆうちょ銀行提携】

- 当連合会が発行するキャッシュカードでゆうちょ銀行ATMを利用してお預入・お支払取引がご利用いただけます。手数料は、上記一覧表のとおりとなります。
- ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当連合会ATMからお支払取引がご利用いただけますが、お預入取引はご利用いただけません。
- ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当連合会ATMからお支払取引をご利用いただいた場合の手数料は、ゆうちょ銀行が定めた手数料となります。

● 各種発行手数料

平成24年7月1日現在

区 分		内 容	手数料（消費税含）
小 切 手 用 紙 交 付 料		1冊(50枚)につき	840円
約 束 手 形 用 紙 交 付 料		1冊(25枚)につき	525円
為 替 手 形 用 紙 交 付 料		1冊(20枚)につき	420円
マ ル 専 手 形 用 紙 交 付 料		1枚(決済手数料含)につき	525円
マ ル 専 口 座 開 設 料			3,150円
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	525円
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料	当 会 所 定 様 式	1通につき	315円
	監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき	3,150円
	そ の 他 様 式	1通につき	1,050円
融 資 証 明 書 発 行 手 数 料		1通につき	315円
利息支払証明書発行手数料		1通につき	315円
取引履歴明細表発行手数料		1取引先につき	315円
再 発 行 手 数 料	通 帳	1冊につき	1,050円
	証 書	1枚につき	1,050円
	キャッシュ(ローン)カード	1枚につき	1,050円
	ICキャッシュカード	1枚につき	1,050円
	ICキャッシュ・クレジット 一 体 型 カ ー ド	1枚につき	1,050円

● 個人情報開示等事務手数料、取引履歴明細表

平成24年7月1日現在

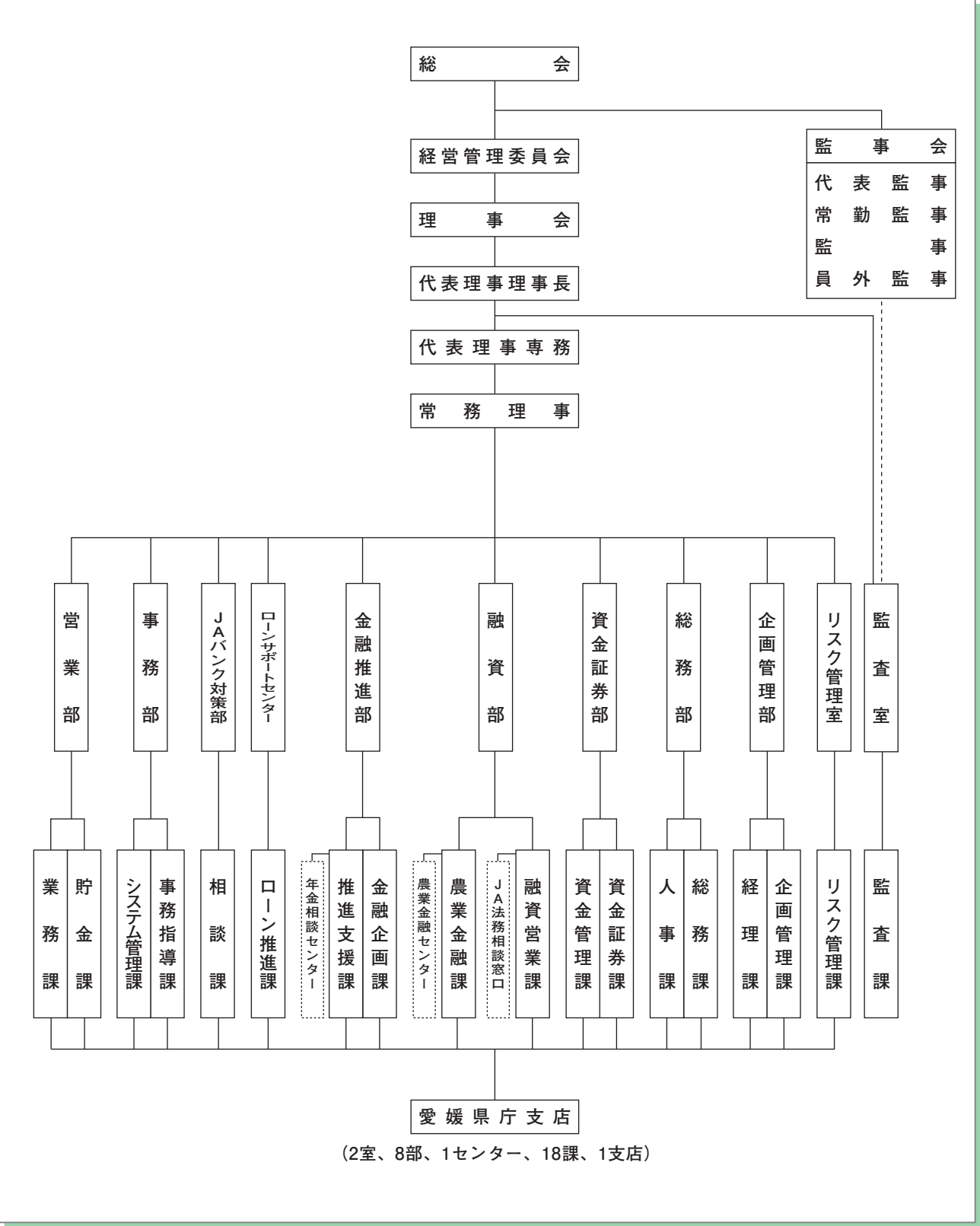
お 受 け 渡 し 方 法		手数料（消費税含む）	
個 人 情 報 開 示 等 事 務 手 数 料	店頭でお受け取りの場合	1件につき	525円
	郵送の場合	1件につき	1,050円
取 引 履 歴 明 細 表		1取引先につき	315円

組 織

当会の組織

■ 機 構

平成24年7月1日現在



■ 会 員 数

資 格 別	平成24年3月末	平成23年3月末	平成22年3月末
正 会 員	25	25	25
准 会 員	16	16	16
合 計	41	41	41

■ 役 員

平成24年7月1日現在

経 営 管 理 委 員 会	経 営 管 理 委 員 会 会 長	森 映 一
	経 営 管 理 委 員	豊 田 明 夫
	経 営 管 理 委 員	梶 谷 昭 伸
	経 営 管 理 委 員	石 川 邦 彦
	経 営 管 理 委 員	高 月 初 彦
	経 営 管 理 委 員	黒 田 義 人
	経 営 管 理 委 員	石 井 俊 一
	経 営 管 理 委 員	林 正 照

理 事 会	代 表 理 事 理 事 長	篠 原 一 志
	代 表 理 事 専 務	関 谷 幸 男
	常 務 理 事	井 口 浩 志

監 事 会	代 表 （ 常 勤 ） 監 事	二 宮 政 善
	監 事	高 野 公 雄
	監 事	岡 本 健 治
	監 事	山 口 恒 朗
	員 外 監 事	武士末 研 郎

■ 職 員 数

区 分	平成24年3月末	平成23年3月末	平成22年3月末
男 子 職 員	82	79	81
女 子 職 員	47	47	44
合 計	129	126	125

■ 店 舗 一 覧

平成24年7月1日現在

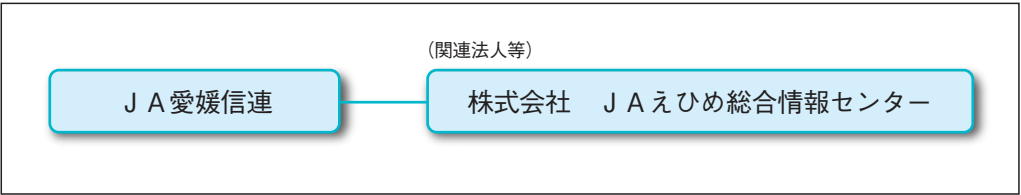
店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	松山市南堀端町2番地3	(089) 948-5211
愛媛県庁支店	松山市一番町4丁目4番地2	(089) 921-8068

■ 特定信用事業代理業者の状況
該当する取引はありません。

■ 子会社等の状況
【子会社等数】

	平成24年3月末	平成23年3月末	増減数
子会社	0	0	0
子法人等	0	0	0
関連法人等	1	1	0
合計	1	1	0

【組織の構成】



【概況】

会社名	株式会社 J A えひめ総合情報センター
所在地	松山市土居田町31番地1
主要な事業内容	農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、関連子会社の情報処理および情報対策・指導業務 それに付随する一切の業務
設立年月日	昭和52年2月8日
資本金総額	160百万円
当会の議決権比率	37.5%
当会および他の子会社の議決権比率	37.5%



【株式会社 J A えひめ総合情報センター】

役員等の報酬体系

役員

● 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

● 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	55	7

(注1)対象役員は、経営管理委員8名、理事3名、監事5名です。(平成23年度において期中に退任した役員はいませんでした。)

(注2)退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。なお、平成23年度において使用人兼務役員はいませんでした。

● 対象役員の報酬等の決定等

○ 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員および理事の各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員等報酬審議会（構成：中央会長、信連経営監理委員会会長、厚生連会長、全農県本部運営委員会会長および全共連県本部運営委員会会長が委嘱した委員9名）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しております。

また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しております。

○ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金引当規程に基づき、経営管理委員および理事については経営管理委員会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

■ 職員等

● 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成23年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 平成23年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ その他

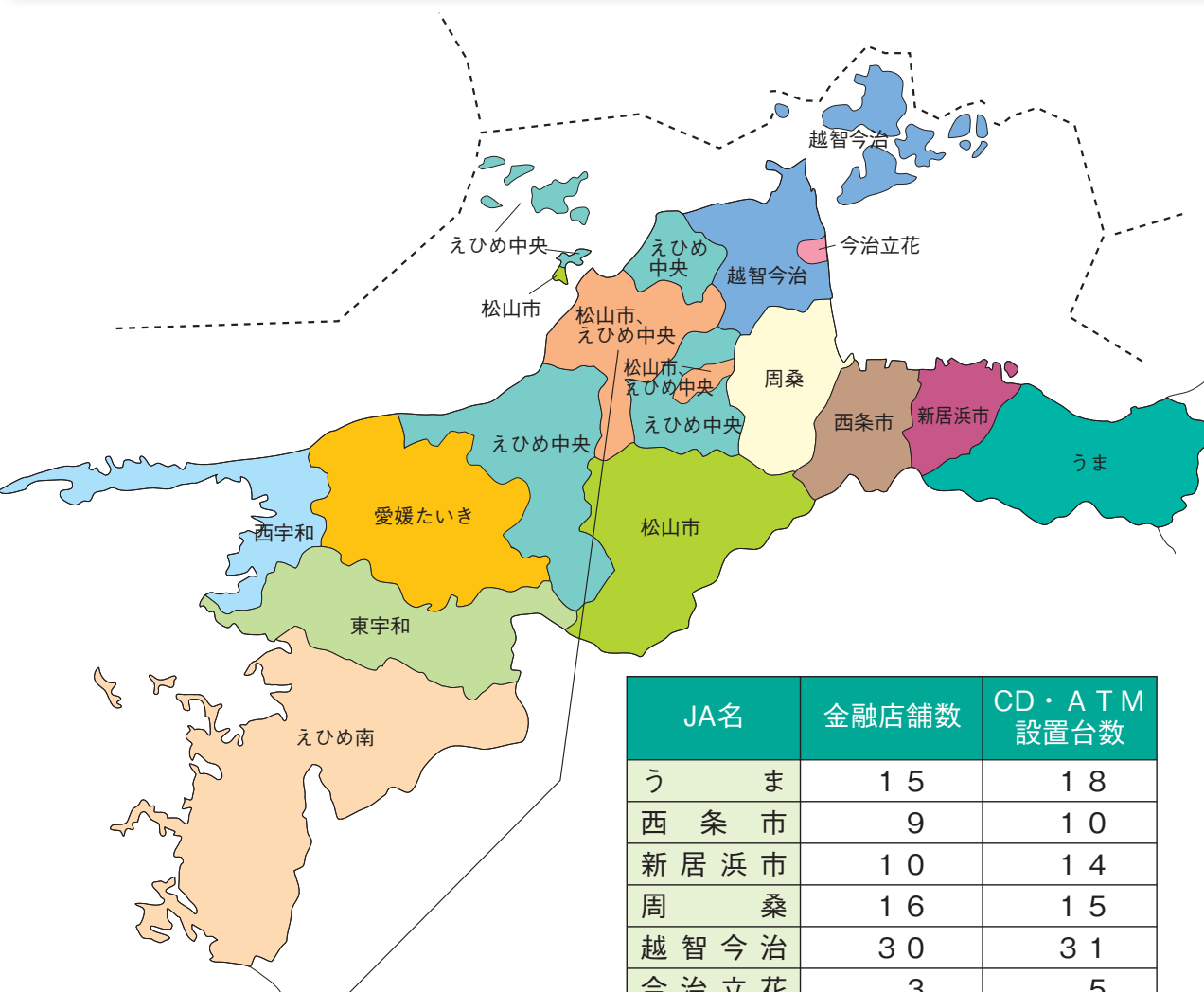
当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起^{じやつき}するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

沿革・あゆみ

昭和23年	・愛媛県信用農業協同組合連合会発足
33年	・信連創立10周年
34年	・信連貯金100億円達成
38年	・信連貯金200億円達成
39年	・機構改革により5事務所になる
40年	・農協会館竣工
41年	・内国為替業務取扱いを開始
43年	・信連創立20周年
47年	・信連貯金1,000億円達成
48年	・愛媛県指定代理金融機関となる
52年	・信連貯金3,000億円達成
53年	・信連創立30周年 ・全国銀行内国為替制度へ加盟 ・愛媛県農協電算センター竣工
54年	・農協信用事業オンライン開始
56年	・信連貯金5,000億円達成
59年	・「全国農協貯金ネットサービス」開始
60年	・信連貯金7,000億円達成
61年	・「ふるさと共同サービス」へ加盟 ・国債窓販取扱い開始
63年	・信連創立40周年
平成元年	・信連貯金1兆円達成 ・「家計メイン化推進10,000点獲得運動」を開始
2年	・「自由化チャレンジ運動」を展開
3年	・レディスプラン「サエラ」を発売 ・サンデーバンキングの取扱いを開始
4年	・信連貯金1兆2,000億円達成 ・「農協金融チャレンジナウ3ヵ年計画」への取組みを開始
5年	・「しんせつローン'93運動」を展開

平成6年	・機構改革により融資業務を本所へ集中
7年	・機構改革により貯金業務を本所へ集中
8年	・「農協オンラインバンキングシステム」(NOBS)稼働
9年	・「アタック2001」運動を展開
10年	・信連創立50周年
11年	・「コンピュータ西暦2000年問題」への取組み
12年	・「年金王国構築キャンペーン」を展開
13年	・「J Aバンクえひめ21運動」を展開 ・「J Aバンクシステム」始動
14年	・「J Aネットバンク」の取扱いを開始
15年	・住宅ローン「J Aあんしん計画」の取扱いを開始 ・郵貯とのATM提携(出金・残高照会)
16年	・経営管理委員会制度の導入
18年	・全国統一の信用オンラインシステム(J A S T E M)へ移行 ・ATMのIC化対応 ・セブン銀行とのATM提携(出金・残高照会)
19年	・「J Aバンクアグリサポート事業」を展開 ・「J AバンクえひめJ A創立60周年記念プレキャンペーン」を展開 ・「J Aバンクローンサポートセンター」を設置 ・J A住宅ローン「とくとくプラン」発売開始 ・郵貯・セブン銀行とのATM提携(入金)
20年	・信連創立60周年 ・「J AバンクえひめJ A創立60周年記念キャンペーン」を展開 ・J AバンクにおけるATM顧客手数料の全国一律無料化 ・三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放提携
21年	・「年金花道キャンペーン」を展開 ・J FマリンバンクとのATM相互無料開放 ・提携およびゆうちょ銀行ATMの平日日中無料化提携 ・J Aローン残高1,000億円達成
22年	・「J Aカード〈一体型〉今すぐ!切り替えましょキャンペーン」の展開

JAバンクえひめの店舗網



JA愛媛信連 本所

790-8555

愛媛県松山市南堀端町2番地3

TEL 089 (948) 5211 (受付)

FAX 089 (943) 5807

JA名	金融店舗数	CD・ATM 設置台数
う ま	1 5	1 8
西 条 市	9	1 0
新 居 浜 市	1 0	1 4
周 桑	1 6	1 5
越 智 今 治	3 0	3 1
今 治 立 花	3	5
松 山 市	4 7	3 9
えひめ中央	3 5	4 4
愛媛たいき	2 3	1 3
西 宇 和	1 1	2 7
東 宇 和	9	1 5
え ひ め 南	3 4	4 3
愛 媛 信 連	2	2 1
計	2 4 4	2 9 5

(注1) 平成24年7月1日現在

(注2) CD・ATM設置台数は、他行等との共同設置分を含む。

最寄の店舗情報は、J Aバンクえひめホームページ
「J Aバンクなび」から検索できます。

(J Aバンクホームページ) <http://www.jabank-ehime.or.jp/>



資料編

CONTENTS

財務諸表

●貸借対照表	36
●損益計算書	37
●経費の内訳	37
●キャッシュ・フロー計算書	38
●剰余金処分計算書	39
●注記表	40

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	53
●利益総括表	53
●資金運用収支の内訳	54
●受取・支払利息の増減額	54

貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高	55
●定期貯金残高	55

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高	55
●貸出金の金利条件別内訳残高	55
●貸出金の担保別内訳残高	56
●債務保証見返の担保別内訳残高	56
●貸出金の用途別内訳残高	56
●貸出金の業種別残高	57
●主要な農業関係の貸出金残高	57
●受託貸付金残高	58
●リスク管理債権の状況	58
●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	59
●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	59
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
●貸出金償却の額	59

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券平均残高	60
●商品有価証券種類別平均残高	60
●有価証券残存期間別残高	60

有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報	61
●金銭の信託の時価情報	61
●デリバティブ取引等	61

経営諸指標

●利益率	61
●貯貸率・貯証率	61

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況(単体)	62
1. 自己資本の状況	62
2. 信用リスクに関する事項	65
3. 信用リスク削減手法に関する事項	68
4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	69
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	70
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	71
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	71
8. 金利リスクに関する事項	73

財務諸表の適正性等に係る確認	74
----------------	----

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)	科 目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	1,317	1,629	貯 金	1,200,097	1,167,914
預 け 金	749,063	674,413	当 座 貯 金	6,936	6,605
系 統 預 け 金	749,008	673,276	普 通 貯 金	16,176	18,479
系 統 外 預 け 金	54	1,137	貯 蓄 貯 金	22	23
有 価 証 券	410,430	435,129	通 知 貯 金	3,400	6,600
国 債	250,275	275,092	別 段 貯 金	466	1,103
地 方 債	39,606	36,188	定 期 貯 金	1,173,073	1,135,073
社 債	80,838	92,810	定 期 積 金	22	28
外 国 証 券	38,837	28,293	譲 渡 性 貯 金	7,104	4,195
株 式	—	480	代 理 業 務 勘 定	15	2
受 益 証 券	873	2,262	そ の 他 負 債	1,246	1,813
貸 出 金	91,199	95,910	未払費用・前受収益	304	451
手 形 貸 付	1,079	1,137	そ の 他 の 負 債	941	1,361
証 書 貸 付	60,600	63,865	諸 引 当 金	3,380	3,296
当 座 貸 越	762	649	相互援助積立金	1,963	1,915
金 融 機 関 貸 付	28,743	30,243	賞 与 引 当 金	65	66
割 引 手 形	14	14	退職給付引当金	1,323	1,289
そ の 他 資 産	2,406	2,738	役員退職慰労引当金	27	20
未収収益・前払費用	1,663	1,900	解体工事引当金	—	4
そ の 他 の 資 産	742	837	繰 延 税 金 負 債	3,635	1,224
有 形 固 定 資 産	1,733	1,837	債 務 保 証	379	411
建 物	646	687	負 債 の 部 合 計	1,215,859	1,178,857
土 地	1,045	1,113	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	40	36	出 資 金	43,011	43,011
無 形 固 定 資 産	14	13	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
ソ フ ト ウ ェ ア	8	7	再 評 価 積 立 金	3	3
その他の無形固定資産	5	5	利 益 剰 余 金	48,112	47,532
外 部 出 資	62,494	62,510	利 益 準 備 金	21,255	20,555
系 統 出 資	61,521	61,521	その他利益剰余金	26,856	26,977
系 統 外 出 資	912	928	特 別 積 立 金	22,690	22,490
子 会 社 等 出 資	60	60	当期末処分剰余金	4,166	4,486
債 務 保 証 見 返	379	411	(うち当期剰余金)	(2,483)	(3,090)
貸 倒 引 当 金	△ 1,336	△ 1,368	会 員 資 本 合 計	91,126	90,547
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,715	3,821
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	10,715	3,821
			純 資 産 の 部 合 計	101,842	94,368
資 産 の 部 合 計	1,317,702	1,273,226	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,317,702	1,273,226

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	平成22年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
経常収益	17,291	17,494
資金運用収益	14,114	14,432
(うち貸出金利息)	(2,274)	(2,364)
(うち預け金利息)	(5,522)	(5,679)
(うち有価証券利息配当金)	(6,311)	(6,383)
役務取引等収益	1,166	1,294
その他事業収益	1,887	1,738
その他経常収益	122	28
経常費用	14,135	13,410
資金調達費用	7,364	7,406
(うち貯金利息)	(7,363)	(7,405)
役務取引等費用	1,121	1,245
その他事業費用	3,337	2,623
経常費用	2,014	2,026
その他経常費用	297	109
経常利益	3,155	4,083
特別利益	0	47
特別損失	0	84
税引前当期利益	3,155	4,046
法人税、住民税及び事業税	609	931
法人税等調整額	62	24
法人税等合計	671	955
当期剰余金	2,483	3,090
当期首繰越剰余金	1,682	1,395
当期末処分剰余金	4,166	4,486

- (注) 1. 「うち預け金利息」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 2. 「うち貯金利息」には、譲渡性貯金利息及び支払奨励金が含まれています。

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成22年度
人件費	1,218	1,227
役員報酬	55	55
給料手当	897	910
うち賞与引当金繰入額	65	66
福利厚生費	179	167
退職給付費用	78	86
役員退職慰労引当金繰入額	7	7
物件費	753	753
事業推進費	40	32
債権管理費	3	2
旅費交通費	31	32
業務費	360	371
負担金	136	127
施設費	177	181
雑費	3	6
税金	42	45
合 計	2,014	2,026

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	平成22年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,155	4,046
減価償却費	53	56
減損損失	—	81
貸倒引当金の増加額	△ 31	△ 71
退職給付引当金の増加額	34	43
その他の引当金・積立金の増加額	50	23
資金運用収益	△ 14,114	△ 14,432
資金調達費用	7,364	7,406
有価証券関係損益	1,065	271
貸出金の純増減	4,711	1,088
預け金の純増減	△ 72,063	△ 97,000
貯金の純増減	35,092	54,171
資金運用による収入	14,404	14,836
資金調達による支出	△ 7,498	△ 8,047
事業分量配当金の支払額	△ 1,101	△ 1,304
その他	89	△ 661
小 計	△ 28,789	△ 39,491
法人税等の支払額	△ 979	△ 935
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 29,768	△ 40,427
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 66,810	△ 132,141
有価証券の売却による収入	89,473	96,964
有価証券の償還による収入	10,133	24,369
固定資産の取得による支出	△ 18	△ 110
固定資産の売却による収入	68	—
外部出資の増加による支出	—	△ 200
投資活動によるキャッシュ・フロー	32,846	△ 11,118
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 696
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 696
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	2,274	△ 52,241
VI 現金及び現金同等物の期首残高	39,072	91,313
VII 現金及び現金同等物の期末残高	41,347	39,072

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成22年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	4,166	4,486
2 剰 余 金 処 分 額	2,564	2,804
(1) 利 益 準 備 金	500	700
(2) 任 意 積 立 金	100	200
特 別 積 立 金	100	200
(3) 出 資 配 当 金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,161	1,101
3 次 期 繰 越 剰 余 金	1,601	1,682

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりです。

平成23年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%
 平成22年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

平成23年度ネット定期貯金平均残高に対して
 0.100% 1,161百万円
 平成22年度ネット定期貯金平均残高に対して
 0.100% 1,101百万円



注記表

平成23年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
 - (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
 - (3) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。
 - 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。
 - (4) 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
 - (5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
 - (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額等と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給額を計上しています。
 - (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
 - (8) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (追加情報)
- 当年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しています。

(2) 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、971百万円です。												
	(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン及びその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>所有権移転外ファイナンス・リース</td><td>3百万円</td><td>0百万円</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>1 〃</td><td>50 〃</td><td>51 〃</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	0百万円	4百万円	オペレーティング・リース	1 〃	50 〃	51 〃
		1年以内	1年超	合計									
	所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	0百万円	4百万円									
	オペレーティング・リース	1 〃	50 〃	51 〃									
	(3) 先物取引証拠金の代用として有価証券3,000百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れています。												
	(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。												
	(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、335百万円です。												
	(6) 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。												
	(7) 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。												
(8) 貸出金のうち、破綻先債権額は30百万円、延滞債権額は1,399百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。													
(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。													
(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。													
(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,440百万円です。なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。													
(12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は14百万円です。													
(13) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は60,049百万円です。													
(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金28,243百万円が含まれています。													
(3) 損益計算書に関する注記	(1) 子会社等との取引による収益総額 0百万円 うち事業取引高 0 〃 うち事業取引以外の取引高 ー 〃												
	(2) 子会社等との取引による費用総額 309百万円 うち事業取引高 309 〃 うち事業取引以外の取引高 ー 〃												
	(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は49百万円です。												
	(4) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却損と引当金戻入額を相殺した残額1百万円をその他の経常費用に含めています。相殺した金額は10百万円です。												

(4) 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。 また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託及び株式の有価証券による運用を行っています。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券及び農林中金への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先（及び個人）に対して行っています。また、有価証券は債券及び投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しています。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達に係る流動性リスクに晒されています。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び諸規程に従い、信用リスクの管理を行っています。 貸出金に関しては、個別案件ごとの与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理室は信用状況をモニタリングしています。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っています。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理室において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しています。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しています。 そのうち金利リスクについては、ＡＬＭにおいても金利の変動を予測し管理しています。また、リスクマネジメント委員会及び運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理室において金融資産及び負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合ＶａＲにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しています。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しています。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しています。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っています。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しています。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っています。 総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会及びリスクマネジメント委員会に報告しています。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、余裕金運用事務取扱要領並びにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しています。 (e) 市場リスクに係る定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。
-----------------------	---

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.52%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,802百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、農林中金への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しています。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	749,063 百万円	747,745 百万円	△1,318 百万円
有価証券	410,430 〃	410,430 〃	— 〃
その他有価証券	410,430 〃	410,430 〃	— 〃
貸出金	91,693 〃		
貸倒引当金	△ 1,320 〃		
貸倒引当金控除後	90,373 〃	91,071 百万円	697 百万円
資産計	1,249,867 〃	1,249,247 〃	△ 620 〃
貯金	1,207,201 〃	1,204,791 〃	△ 2,409 〃
負債計	1,207,201 〃	1,204,791 〃	△ 2,409 〃

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金494百万円を含めています。

3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金7,104百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格により算定しています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	62,494 百万円

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	749,063 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
有価証券	15,730 〃	21,364 〃	12,529 〃	7,690 〃	15,858 〃	320,390 〃
その他の有価証券のうち満期があるもの	15,730 〃	21,364 〃	12,529 〃	7,690 〃	15,858 〃	320,390 〃
貸出金	11,355 〃	14,049 〃	9,869 〃	10,223 〃	5,444 〃	40,204 〃
合 計	776,149 〃	35,414 〃	22,398 〃	17,914 〃	21,303 〃	360,594 〃

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）17百万円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約貸出金27,243百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等50百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,192,384 百万円	7,624 百万円	77 百万円	1 百万円	9 百万円	－ 百万円
譲渡性貯金	7,104 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃
合 計	1,199,488 〃	7,624 〃	77 〃	1 〃	9 〃	－ 〃

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(5) 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券はありません。
- ② 満期保有目的の債券はありません。
- ③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	366,683 百万円	382,644 百万円	15,961 百万円
	国債	220,633 〃	229,049 〃	8,416 〃
	地方債	36,907 〃	38,262 〃	1,355 〃
	社債	77,477 〃	80,838 〃	3,360 〃
	その他	31,665 〃	34,494 〃	2,829 〃
	小 計	366,683 〃	382,644 〃	15,961 〃
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	27,940 百万円	26,912 百万円	△ 1,028 百万円
	国債	21,527 〃	21,226 〃	△ 300 〃
	地方債	1,349 〃	1,343 〃	△ 5 〃
	その他	5,064 〃	4,342 〃	△ 721 〃
	その他	1,005 〃	873 〃	△ 132 〃
	小 計	28,946 〃	27,785 〃	△ 1,160 〃
合 計		395,629 〃	410,430 〃	14,801 〃

(注) 上記評価差額合計から繰延税金負債4,085百万円を差し引いた金額10,715百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	478 百万円	－ 百万円	165 百万円
債 券	88,168 〃	1,647 〃	2,373 〃
その他	793 〃	91 〃	－ 〃
合 計	89,439 〃	1,738 〃	2,539 〃

(6) 退職給付に関する注記	(1) 退職給付
	① 採用している退職給付制度の概要
	職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。
	② 退職給付債務及びその内訳
	退職給付債務△ 1,323 百万円
	退職給付引当金△ 1,323 〃
	③ 退職給付費用の内訳
	勤務費用64 百万円
	臨時に支払った割増退職金13 〃
	退職給付費用78 〃
(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。	
なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。	
また、存続組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、213百万円となっています。	
(7) 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
	繰延税金資産
	貸倒引当金超過額266 百万円
	退職給付引当金超過額370 〃
	外債未収利息3 〃
	賞与引当金超過額19 〃
	相互援助積立金超過額541 〃
	事業税35 〃
	その他35 〃
	繰延税金資産小計1,272 〃
	評価性引当額△ 823 〃
	繰延税金資産合計（A）449 〃
	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金△ 4,085 百万円
	繰延税金負債合計（B）△ 4,085 〃
	繰延税金負債の純額（A）＋（B）△ 3,635 〃
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
	法定実効税率31.0 %
	（調整）
	交際費等永久に損金に算入されない項目0.3 %
	事業分量配当金△ 11.4 〃
	評価性引当額の増減△ 0.4 〃
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正1.4 〃
	その他0.4 〃
	税効果会計適用後の法人税の負担率21.3 〃
	(3) 法人税等の税率の変更により修正された繰延税金資産及び繰延税金負債の金額
	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間（指定期間）に開始する年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前年度の31.0％から、指定期間内に開始する年度については29.4％、平成27年4月1日以後に開始する年度については27.6％に変更されました。その結果、繰延税金負債が458百万円減少し、その他有価証券評価差額金が503百万円増加し、法人税等調整額が44百万円増加しています。

(8) 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりです。 <table> <tr> <td>関連法人等に対する投資の金額</td><td>60百万円</td></tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資の金額</td><td>183 〃</td></tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資利益の金額</td><td>11 〃</td></tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	183 〃	持分法を適用した場合の投資利益の金額	11 〃
関連法人等に対する投資の金額	60百万円						
持分法を適用した場合の投資の金額	183 〃						
持分法を適用した場合の投資利益の金額	11 〃						
(9) キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。						



注記表

平成22年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが年度末に残高がない科目は「－」で表示しています。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・其他有価証券 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの …原価法（売却原価は移動平均法により算定） なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は3年～50年です。 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。 (4) 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。 (5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。 (6) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額等と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金については、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給額を計上しています。 ⑤ 解体工事引当金 解体工事引当金は、職員寮の解体処理費用の支出に備えるため、解体処理費用の見積額を計上しています。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 (8) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。 (9) 当年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しています。この結果、損益に与える影響はありません。
------------------------	---

(2) 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,033百万円です。												
	(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン及びその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>所有権移転外ファイナンス・リース</td><td>0 百万円</td><td>12百万円</td><td>13百万円</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>0 〃</td><td>12 〃</td><td>13 〃</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	所有権移転外ファイナンス・リース	0 百万円	12百万円	13百万円	オペレーティング・リース	0 〃	12 〃	13 〃
		1年以内	1年超	合計									
	所有権移転外ファイナンス・リース	0 百万円	12百万円	13百万円									
	オペレーティング・リース	0 〃	12 〃	13 〃									
	(3) 先物取引証拠金の代用として有価証券3,000百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れています。												
	(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。												
	(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、274百万円です。												
	(6) 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債権はありません。												
	(7) 経営管理委員、理事及び監事との間の取引による金銭債務はありません。												
(8) 貸出金のうち、破綻先債権額は223百万円、延滞債権額は1,574百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。													
(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。													
(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。													
(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,797百万円です。なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。													
(12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は14百万円です。													
(13) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は60,342百万円です。													
(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金28,243百万円が含まれています。													
(3) 損益計算書に関する注記	(1) 子会社等との取引による収益総額 0 百万円 うち事業取引高 0 〃 うち事業取引以外の取引高 - 〃												
	(2) 子会社等との取引による費用総額 431 百万円 うち事業取引高 431 〃 うち事業取引以外の取引高 - 〃												
	(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は24百万円です。												
	(4) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。 <table><tr><td>主な用途</td><td>種類</td><td>減損損失</td></tr><tr><td>遊休資産</td><td>土地建物等</td><td>81百万円</td></tr></table> 業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。 遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。 当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は鑑定評価額に基づき算定しています。	主な用途	種類	減損損失	遊休資産	土地建物等	81百万円						
	主な用途	種類	減損損失										
	遊休資産	土地建物等	81百万円										

(4) 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託及び株式の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券及び農林中金への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先（及び個人）に対して行っています。また、有価証券は、株式、債券及び投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達に係る流動性リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び諸規程に従い、信用リスクの管理を行っています。

貸出金に関しては、個別案件ごとの与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信の保全管理は、融資営業部及び農業金融部において行い、リスク管理室は信用状況をモニタリングしています。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っています。

有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理室において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しています。

そのうち金利リスクについては、ＡＬＭにおいても金利の変動を予測し管理しています。また、リスクマネジメント委員会及び運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理室において金融資産及び負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合ＶａＲにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しています。

また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しています。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っています。

(c) 価格変動リスクの管理

当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しています。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っています。

総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会及びリスクマネジメント委員会に報告しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、余裕金運用事務取扱要領並びにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券に分類される債券、「貯金」です。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が6,535百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、農林中金への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しています。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しています。

d 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	674,413 百万円	673,266 百万円	△ 1,147 百万円
有価証券	435,129 〃	435,129 〃	— 〃
その他有価証券	435,129 〃	435,129 〃	— 〃
貸出金	96,436 〃		
貸倒引当金	△ 1,338 〃		
貸倒引当金控除後	95,097 〃	95,837 百万円	739 百万円
資産計	1,204,641 〃	1,204,233 〃	△ 407 〃
貯金	1,172,109 〃	1,169,675 〃	△ 2,434 〃
負債計	1,172,109 〃	1,169,675 〃	△ 2,434 〃

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2.貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金525百万円を含めています。
3.貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金4,195百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格により算定しています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	62,510 百万円

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	674,413 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
有価証券	9,378 〃	16,469 〃	21,364 〃	13,029 〃	7,600 〃	356,300 〃
その他有価証券のうち満期があるもの	9,378 〃	16,469 〃	21,364 〃	13,029 〃	7,600 〃	356,300 〃
貸出金	10,483 〃	8,282 〃	13,675 〃	9,299 〃	9,656 〃	44,242 〃
合 計	694,276 〃	24,751 〃	35,039 〃	22,328 〃	17,256 〃	400,542 〃

(注) 1.貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越649百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金27,243百万円については「5年超」に含めています。

2.貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等269百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,154,860 百万円	12,966 百万円	43 百万円	13 百万円	1 百万円	－ 百万円
譲渡性貯金	4,195 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃
合 計	1,159,056 〃	12,966 〃	43 〃	13 〃	1 〃	－ 〃

(注) 1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2.貯金のうち、貸借対照表上の定期積金28百万円については含めていません。

(5) 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券はありません。
- ② 満期保有目的の債券はありません。
- ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	320,995 百万円	330,829 百万円	9,833 百万円
	国債	188,853 〃	193,465 〃	4,612 〃
	地方債	33,407 〃	34,561 〃	1,153 〃
	社債	85,529 〃	88,981 〃	3,451 〃
	その他	13,204 〃	13,820 〃	616 〃
	小 計	320,995 〃	330,829 〃	9,833 〃
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	644 百万円	480 百万円	△ 163 百万円
	債券	105,271 〃	101,556 〃	△ 3,714 〃
	国債	83,096 〃	81,626 〃	△ 1,470 〃
	地方債	1,649 〃	1,627 〃	△ 21 〃
	社債	3,986 〃	3,829 〃	△ 157 〃
	その他	16,539 〃	14,473 〃	△ 2,065 〃
	その他	2,659 〃	2,262 〃	△ 396 〃
	小 計	108,575 〃	104,300 〃	△ 4,275 〃
合 計		429,571 〃	435,129 〃	5,558 〃

(注) 上記評価差額合計から繰延税金負債1,736百万円を差し引いた金額3,821百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債 券	95,876 百万円	1,728 百万円	1,806 百万円

(4) 当年度中に、満期保有目的の債券68,204百万円の保有目的を金利上昇時の流動性確保及び信用リスク悪化への迅速かつ予防的対応等の理由により変更し、その他有価証券に区分しています。この変更により、総資産が2,424百万円増加しています。

(6) 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。 ② 退職給付債務及びその内訳 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>△ 1,289 百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>△ 1,289 〃</td></tr></table> ③ 退職給付費用の内訳 <table><tr><td>勤務費用</td><td>67 百万円</td></tr><tr><td>臨時に支払った割増退職金</td><td>19 〃</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>86 〃</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。 また、存続組合より示された平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、212百万円となっています。	退職給付債務	△ 1,289 百万円	退職給付引当金	△ 1,289 〃	勤務費用	67 百万円	臨時に支払った割増退職金	19 〃	退職給付費用	86 〃																																																								
退職給付債務	△ 1,289 百万円																																																																		
退職給付引当金	△ 1,289 〃																																																																		
勤務費用	67 百万円																																																																		
臨時に支払った割増退職金	19 〃																																																																		
退職給付費用	86 〃																																																																		
(7) 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>286</td><td>百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>386</td><td>〃</td></tr><tr><td>外債未収利息</td><td>14</td><td>〃</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>20</td><td>〃</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>593</td><td>〃</td></tr><tr><td>有価証券有税償却</td><td>2</td><td>〃</td></tr><tr><td>事業税</td><td>57</td><td>〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>101</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,463</td><td>〃</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△ 951</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計（A）</td><td>511</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 1,736</td><td>百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計（B）</td><td>△ 1,736</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額（A）＋（B）</td><td>△ 1,224</td><td>〃</td></tr></table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率（調整）</td><td>31.0</td><td>%</td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2</td><td>%</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 1.4</td><td>〃</td></tr><tr><td>事業分量配当金</td><td>△ 8.4</td><td>〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>2.2</td><td>〃</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税の負担率</td><td>23.6</td><td>〃</td></tr></table>	繰延税金資産			貸倒引当金超過額	286	百万円	退職給付引当金超過額	386	〃	外債未収利息	14	〃	賞与引当金超過額	20	〃	相互援助積立金超過額	593	〃	有価証券有税償却	2	〃	事業税	57	〃	その他	101	〃	繰延税金資産小計	1,463	〃	評価性引当額	△ 951	〃	繰延税金資産合計（A）	511	〃	繰延税金負債			その他有価証券評価差額金	△ 1,736	百万円	繰延税金負債合計（B）	△ 1,736	〃	繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△ 1,224	〃	法定実効税率（調整）	31.0	%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.4	〃	事業分量配当金	△ 8.4	〃	その他	2.2	〃	税効果会計適用後の法人税の負担率	23.6	〃
繰延税金資産																																																																			
貸倒引当金超過額	286	百万円																																																																	
退職給付引当金超過額	386	〃																																																																	
外債未収利息	14	〃																																																																	
賞与引当金超過額	20	〃																																																																	
相互援助積立金超過額	593	〃																																																																	
有価証券有税償却	2	〃																																																																	
事業税	57	〃																																																																	
その他	101	〃																																																																	
繰延税金資産小計	1,463	〃																																																																	
評価性引当額	△ 951	〃																																																																	
繰延税金資産合計（A）	511	〃																																																																	
繰延税金負債																																																																			
その他有価証券評価差額金	△ 1,736	百万円																																																																	
繰延税金負債合計（B）	△ 1,736	〃																																																																	
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△ 1,224	〃																																																																	
法定実効税率（調整）	31.0	%																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	%																																																																	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.4	〃																																																																	
事業分量配当金	△ 8.4	〃																																																																	
その他	2.2	〃																																																																	
税効果会計適用後の法人税の負担率	23.6	〃																																																																	
(8) 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりです。 <table><tr><td>関連法人等に対する投資の金額</td><td>60 百万円</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資の金額</td><td>171 〃</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資利益の金額</td><td>9 〃</td></tr></table>	関連法人等に対する投資の金額	60 百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	171 〃	持分法を適用した場合の投資利益の金額	9 〃																																																												
関連法人等に対する投資の金額	60 百万円																																																																		
持分法を適用した場合の投資の金額	171 〃																																																																		
持分法を適用した場合の投資利益の金額	9 〃																																																																		
(9) キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。																																																																		

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
経 常 収 益	17,291	17,494	20,304	21,390	19,923
経 常 利 益	3,155	4,083	3,753	1,560	3,121
当 期 剰 余 金	2,483	3,090	2,873	1,564	2,969
出 資 金	43,011	43,011	43,011	23,091	23,091
(出 資 口 数)	(8,602,263)	(8,602,263)	(8,602,263)	(4,618,263)	(4,618,263)
純 資 産 額	101,842	94,368	88,979	63,958	67,946
総 資 産 額	1,317,702	1,273,226	1,221,512	1,222,521	1,230,020
貯 金 等 残 高	1,207,201	1,172,109	1,117,937	1,152,230	1,155,249
貸 出 金 残 高	91,199	95,910	96,999	98,510	82,446
有 価 証 券 残 高	410,430	435,129	425,395	370,925	370,257
剰 余 金 配 当 金 額	1,964	1,904	2,000	1,790	1,784
普通出資配当額	623	623	692	684	653
後配出資配当額	179	179	3	2	13
事業分量配当額	1,161	1,101	1,304	1,103	1,117
職 員 数	127	126	125	117	115
単 体 自 己 資 本 比 率	28.45	28.63	28.19	20.79	21.45

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	平成23年度	平成22年度	増 減
資 金 運 用 収 支	6,749	7,026	△ 276
役 務 取 引 等 収 支	45	49	△ 4
そ の 他 事 業 収 支	△ 1,449	△ 885	△ 564
事 業 粗 利 益	5,345	6,191	△ 845
(事 業 粗 利 益 率)	(0.43)	(0.52)	(△ 0.09)

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用) 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成23年度			平成22年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,237,737	14,114	1,143	1,183,990	14,432	1,219
う ち 預 け 金	746,024	5,522	0.742	682,703	5,679	0.832
う ち 有 価 証 券	396,771	6,311	1.595	403,163	6,383	1.583
う ち 貸 出 金	94,429	2,274	2.415	97,608	2,364	2.422
資 金 調 達 勘 定	1,208,969	7,364	0.611	1,155,619	7,406	0.641
う ち 貯 金・定 積	1,194,271	7,341	0.616	1,140,900	7,379	0.647
う ち 譲 渡 性 貯 金	14,620	22	0.152	14,639	25	0.176
う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—
経 費	2,014			2,026		
資 金 調 達 原 価 率	—		0.778	—		0.816
総 資 金 利 ざ や	—		0.365	—		0.403

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用) ÷ (資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用＝貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等）
 資金調達勘定平均残高＝貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成23年度増減額	平成22年度増減額
受 取 利 息	△ 318	△ 1,699
う ち 預 け 金	△ 156	△ 966
う ち 有 価 証 券	△ 72	△ 615
う ち 貸 出 金	△ 89	△ 117
支 払 利 息	△ 42	△ 1,856
う ち 貯 金・定 積	△ 38	△ 1,852
う ち 譲 渡 性 貯 金	△ 3	△ 4
う ち 借 用 金	—	—
差 し 引 き	△ 276	157

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息の増減額です。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
流動性貯金	23,253 (1.9)	28,145 (2.4)	△ 4,892
定期性貯金	1,170,723 (96.8)	1,112,445 (96.3)	58,278
その他の貯金	294 (0.0)	309 (0.0)	△ 14
計	1,194,271 (98.8)	1,140,900 (98.7)	53,370
譲渡性貯金	14,620 (1.2)	14,639 (1.3)	△ 19
合 計	1,208,891 (100.0)	1,155,540 (100.0)	53,351

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
定期貯金	1,173,073 (100.0)	1,135,073 (100.0)	37,999
うち固定金利定期	1,173,073 (100.0)	1,135,073 (100.0)	37,999
うち変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
手形貸付	1,177	1,304	△ 127
証書貸付	63,247	65,647	△ 2,400
金融機関貸付	29,059	28,722	337
当座貸越	941	1,931	△ 990
割引手形	4	2	1
合 計	94,429	97,608	△ 3,178

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
固定金利貸出	27,936 (30.6)	30,025 (31.3)	△ 2,088
変動金利貸出	63,262 (69.4)	65,885 (68.7)	△ 2,622
合 計	91,199 (100.0)	95,910 (100.0)	△ 4,711

- (注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
貯金・定期積金等	189	184	5
有 価 証 券	—	—	—
動 産	50	—	50
不 動 産	2,480	3,228	△ 748
そ の 他 担 保 物	2,582	2,910	△ 327
小 計	5,302	6,323	△ 1,020
農業信用基金協会保証	18	28	△ 9
そ の 他 保 証	904	596	308
小 計	923	624	298
信 用	84,973	88,962	△ 3,989
合 計	91,199	95,910	△ 4,711

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	101	82	19
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	101	82	19
信 用	278	329	△ 51
合 計	379	411	△ 31

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
設 備 資 金	6,060 (6.6)	6,077 (6.3)	△ 17
運 転 資 金	85,138 (93.4)	89,832 (93.7)	△ 4,693
合 計	91,199 (100.0)	95,910 (100.0)	△ 4,711

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
農 業	18 (0.0)	— (—)	18
林 業	7 (0.0)	7 (0.0)	0
水 産 業	— (—)	17 (0.0)	△ 17
製 造 業	8,640 (9.5)	9,259 (9.7)	△ 619
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	529 (0.6)	632 (0.7)	△ 102
電気・ガス・熱供給・水道業	— (—)	— (—)	—
運 輸 ・ 通 信 業	3,673 (4.0)	4,340 (4.5)	△ 667
卸売・小売業・飲食店	8,802 (9.7)	9,207 (9.6)	△ 405
金 融 ・ 保 険 業	31,348 (34.4)	32,958 (34.4)	△ 1,609
不 動 産 業	3,580 (3.9)	4,297 (4.5)	△ 717
サ ー ビ ス 業	11,727 (12.9)	11,048 (11.5)	679
地 方 公 共 団 体	16,596 (18.2)	16,451 (17.2)	144
そ の 他	6,275 (6.9)	7,690 (8.0)	△ 1,414
合 計	91,199 (100.0)	95,910 (100.0)	△ 4,711

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
農 業	3	—	3
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養 鶏 ・ 鶏 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	3	—	3
農 業 関 連 団 体 等	60	80	△ 20
合 計	63	80	△ 17

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	3	0	2
農 業 制 度 資 金	60	80	△ 20
農業近代化資金	60	80	△ 20
その他制度資金	—	—	—
合 計	63	80	△ 17

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,763	1,978	△ 215
そ の 他	—	—	—
合 計	1,763	1,978	△ 215

受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	1,763	1,978	△ 215
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	117	137	△ 19
(独)住宅金融支援機構	11,907	14,430	△ 2,523
(独)福祉医療機構	82	90	△ 8
(独)農業者年金基金	—	—	—
農 業 改 良 資 金	54	83	△ 28
就 農 支 援 資 金	54	58	△ 4
合 計	13,979	16,779	△ 2,799

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	30	223	△ 193
延 滞 債 権 額	1,399	1,574	△ 174
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	10	—	10
合 計	1,440	1,797	△ 357

- (注) 1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的債権として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 3カ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	566	92	0	473	566
危 険 債 権	878	240	0	543	784
要 管 理 債 権	10	10	—	—	10
小 計	1,455	343	0	1,017	1,361
正 常 債 権	90,215				
合 計	91,671				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平 成 2 3 年 度					平 成 2 2 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	334	318	—	334	318	387	334	—	387	334
個別貸倒引当金	1,033	1,017	59	973	1,017	1,051	1,033	24	1,026	1,033
合 計	1,368	1,336	59	1,308	1,336	1,439	1,368	24	1,414	1,368

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平 成 2 3 年 度	平 成 2 2 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、平成23年度及び平成22年度においては発生していません。

有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成23年度	平成22年度	増 減
国 債	239,100	234,681	4,418
地 方 債	37,265	38,818	△ 1,553
政府保証債	—	3,053	△ 3,053
金 融 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	82,702	92,748	△ 10,045
株 式	573	644	△ 70
外国証券	35,240	30,120	5,119
受益証券	1,889	3,096	△ 1,206
投資証券	—	—	—
合 計	396,771	403,163	△ 6,391

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成23年度								
国 債	—	—	—	69,507	165,368	15,400	—	250,275
地 方 債	4,018	6,637	16,416	870	11,663	—	—	39,606
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	8,953	27,557	7,922	31,058	5,346	—	—	80,838
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	1,101	—	2,284	6,678	18,219	10,553	—	38,837
受益証券	—	—	—	873	—	—	—	873
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成22年度								
国 債	—	—	—	10,458	245,848	18,786	—	275,092
地 方 債	757	10,719	9,917	8,642	6,151	—	—	36,188
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,616	24,910	13,489	37,872	11,921	—	—	92,810
株 式	—	—	—	—	—	—	480	480
外国証券	2,040	1,126	—	7,665	12,200	5,261	—	28,293
受益証券	—	738	—	825	—	—	698	2,262
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成23年度			平成22年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	395,629	410,430	14,801	429,571	435,129	5,558
合 計	395,629	410,430	14,801	429,571	435,129	5,558

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引等

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

項 目	平成23年度	平成22年度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.33	△ 0.09
純資産経常利益率	3.51	4.57	△ 1.06
総資産当期純利益率	0.19	0.25	△ 0.06
純資産当期純利益率	2.76	3.46	△ 0.70

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		平成23年度	平成22年度	増 減
貯 貸 率	期 末	7.6	8.2	△ 0.6
	期中平均	7.8	8.4	△ 0.6
貯 証 率	期 末	34.0	37.1	△ 3.1
	期中平均	32.8	34.9	△ 2.1

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、平成24年3月末における自己資本比率は、28.45%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 230億円（前年度 230億円）
- 後配出資による資本調達額 199億円（前年度 199億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。



(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成23年度	平成22年度	項 目	平成23年度	平成22年度
出 資 金	43,011	43,011	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち 後 配 出 資 金	19,920	19,920			
回 転 出 資 金	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	3	3			
資 本 準 備 金	—	—	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
利 益 準 備 金	21,755	21,255			
積 立 金	22,790	22,690	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
特 別 積 立 金	22,790	22,690			
次 期 繰 越 剰 余 金	1,601	1,682			
処 分 未 済 持 分	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー(ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。)及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—			
営 業 権 相 当 額	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
基本的項目 計 (A)	89,162	88,643	控除項目 計 (D)	—	—
			自己資本額 (C-D) (E)	91,164	90,620
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	資産(オン・バランス)項目	307,491	303,970
一 般 貸 倒 引 当 金	318	334	オフ・バランス取引等項目	606	482
相 互 援 助 積 立 金	1,963	1,915	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	12,236	11,964
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—	リスク・アセット等計 (F)	320,333	316,417
期 限 付 劣 後 債 務	—	—			
補完的項目不算入額	△ 280	△ 272	Tier1 比率 (A / F)	27.83	28.01
補完的項目 計 (B)	2,002	1,977			
			自己資本比率 (E / F)	28.45	28.63
自己資本総額 (A+B) (C)	91,164	90,620			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成20年金融庁・農水省告示第22号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)で記載しています。

(2) 自己資本充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	平成23年度			平成22年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	242,344	—	—	271,122	—	—
我が国の地方公共団体向け	54,858	—	—	51,490	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	9,801	980	39	10,204	1,020	40
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	790,790	179,745	7,189	719,388	165,532	6,621
法人等向け	101,242	60,611	2,424	116,132	69,956	2,798
中小企業等向け及び 個人向け	150	110	4	150	108	4
抵当権付住宅ローン	244	85	3	116	39	1
不動産取得等事業向け	1,157	484	19	1,233	662	26
三月以上延滞等	66	0	0	295	157	6
信用保証協会等 による保証付	18	1	0	30	3	0
出 資 等	62,494	62,494	2,499	62,990	62,990	2,519
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファン ド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	40,756	3,583	143	32,368	3,983	159
エクスポージャー別計	1,303,926	308,097	12,323	1,265,523	304,452	12,178
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	
	12,236	489		11,964	478	
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	
	320,333	12,813		316,417	12,656	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、当会が損失を被るリスクのことです。
当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」等に基づき、適切に管理を行っています。
与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先等に対する信用状況モニタリングの実施などを行っています。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルト等に伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としています。
- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」等に基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しています。具体的には前記、注記表（P40）に記載しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エ ク ス ポ ー ジャ ー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		平成23年度					平成22年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	1,266,591	92,551	358,366	—	66	1,235,226	97,190	395,852	—	295
国	外	37,335	—	36,462	—	—	30,296	—	28,038	—	—
地域別残高計		1,303,926	92,551	394,828	—	66	1,265,523	97,190	423,890	—	295
法人	農 業	207	207	—	—	—	224	224	—	—	—
	林 業	10	10	—	—	—	10	10	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	5	5	—	—	5
	製 造 業	34,125	8,655	25,470	—	—	37,139	9,276	27,555	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	14,589	4,094	10,448	—	30	15,432	4,934	10,451	—	218
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	3,838	—	3,838	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	12,494	3,676	8,597	—	—	17,164	4,345	12,599	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	862,631	36,952	14,203	—	—	795,437	39,880	18,208	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	41,488	21,126	20,167	—	20	41,090	20,724	20,171	—	26
	日本国政府・地方公共団体	297,203	16,596	280,604	—	—	322,612	16,451	306,154	—	—
	上 記 以 外	37,410	—	35,337	—	—	28,486	—	24,911	—	—
個	人	1,246	1,231	—	—	15	1,368	1,337	—	—	44
そ	の 他	2,519	—	—	—	—	2,710	—	—	—	—
業種別残高計		1,303,926	92,551	394,828	—	66	1,265,523	97,190	423,890	—	295
1	年 以 下	771,892	8,641	14,058	—	—	680,702	4,385	6,621	—	—
1	年 超 3 年 以 下	54,356	20,845	33,511	—	—	55,769	19,949	30,081	—	—
3	年 超 5 年 以 下	31,628	12,299	19,329	—	—	43,075	20,159	22,916	—	—
5	年 超 7 年 以 下	114,434	4,641	108,919	—	—	76,962	8,455	67,680	—	—
7	年 超 10 年 以 下	206,108	12,672	193,436	—	—	281,988	11,017	270,970	—	—
10	年 超	58,490	32,918	25,572	—	—	58,035	32,416	25,619	—	—
期限の定めのないもの		67,014	533	—	—	—	68,989	807	—	—	—
残存期間別残高計		1,303,926	92,551	394,828	—	—	1,265,523	97,190	423,890	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

項 目	平成23年度					平成22年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	334	318	—	334	318	387	334	—	387	334
個別貸倒引当金	1,033	1,017	59	973	1,017	1,051	1,033	24	1,026	1,033
合 計	1,368	1,336	59	1,308	1,336	1,439	1,368	24	1,414	1,368

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目			平成23年度						平成22年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却	
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額			期末 残高
					目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	963	975	38	925	975	—	964	963	—	964	963	—	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運 輸 ・ 通 信 業	3	7	—	3	7	—	0	3	—	0	3	—	
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	26	20	—	26	20	—	33	26	—	33	26	—	
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人		39	15	21	18	15	—	52	39	24	27	39	—	
業種別計		1,033	1,017	59	973	1,017	—	1,051	1,033	24	1,026	1,033	—	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

(単位：百万円)

項 目		平成23年度			平成22年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	333,965	333,965	—	350,113	350,113
	10%	—	9,820	9,820	—	10,234	10,234
	20%	8,400	764,555	772,955	13,078	693,607	706,685
	35%	—	244	244	—	113	113
	50%	66,892	67	66,959	70,510	98	70,608
	75%	—	146	146	—	143	143
	100%	14,917	104,915	119,833	21,832	105,785	127,618
	150%	—	—	—	—	5	5
	その他	—	—	—	—	—	—
自 己 資 本 控 除		—	—	—	—	—	—
合 計		90,210	1,213,715	1,303,926	105,421	1,160,101	1,265,523

(注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2. 自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で適格格付機関がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」等に基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行なっています。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	平成23年度			平成22年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金 融 機 関 及 び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	54	—	—	61	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	1	—	—	3	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	54	1	—	61	3	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、ヘッジ目的の派生商品取引は「余裕金運用規程」に定める範囲内で理事会において限度枠を設定するとともに、機動的運用については「リスクリミット方針」および「余裕金運用事務取扱要領」に基づき限度枠等を設定し管理しています。また、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しています。

なお、平成23年3月末時点、平成24年3月末時点における派生商品取引および長期決済期間取引はありません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会において、平成23年3月末時点、平成24年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続等は以下のとおりです。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において標準的手法を採用し、外部格付による算出、裏付資産による算出のいずれかにより算出します。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行います。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じています。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアル等の遵守による堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮等を通じて内部牽制を強化することにより事故等の未然防止に努めています。

- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い当会が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じています。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容等の検証を通じて、当社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システム等の障害発生 of 未然防止に努めています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資等エクスポージャーに関し、信用の供与等の限度額管理を行なうとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しています。

○ 有価証券勘定の株式

有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っています。

さらに、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券並びに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しています。

○ 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、上記の評価・管理と併せて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項 目	平成23年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	480	480
非 上 場	62,494	62,494	62,510	62,510
合 計	62,494	62,494	62,990	62,990

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成23年度			平成22年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	165	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成23年度		平成22年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	163

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成23年度		平成22年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金等が市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生します。

当会の資産と負債の特徴は、資産の運用期間が短期から長期にわたることに対し、負債の調達期間は1年以内の貯金が大半を占めています。この期間のミスマッチをコントロールすることにより、金利リスクを一定範囲に抑えた効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

金利リスクの管理手続は、リスクマネジメント規程において市場リスクに統合して行うこととし、理事会において承認された範囲内において資金を運用し、リスク量はリスクマネジメント委員会において審議のうえ定めるリスクリミット方針により管理しています。

また、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法等の検討を行っています。

◇金利リスクの算定方法の概要

全体の金利リスク量の算定は、VaR（注1）により計測し、評価損益等とあわせて把握・評価を行っています。また、有価証券の金利リスク量については、VaRに加えてBPV（注2）により把握・評価を行っています。

（注1） VaR（バリュー・アット・リスク）

価格が変動する資産や負債を過去の価格変化のデータに基づき、統計的な手法を用いて考えられる最大の損失額を計測する手法のことです。例えば、過去5年間の金利変動をもとに、最大いくらの損失が発生するかを計測し、その金額がリスク量となります。その計測方法は、分散共分散法により信頼区間 99.0%、保有期間 240日を採用しています。

（注2） BPV（ベシス・ポイント・バリュー）

金利変動によって価値が変動する資産や負債のリスク量を計測する手法のことです。例えば、金利が100BP（1%）上昇したときに、債券の価格がどの程度変化するかを計測し、その価値の変化額がリスク量となります。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成23年度	平成22年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	11,749	24,860

（注） 内部管理で使用している市場統合VaRのうち、金利リスクにかかるVaR値を記載しています。

確 認 書

- ① 私は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成24年6月29日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長

篠原 一志 

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しています。

JAバンクえひめホームページのご案内

JAバンクえひめのお知らせやキャンペーン情報等はインターネットでご覧いただくことができます。皆さまのアクセスをお待ちしております。



<http://www.jabank-ehime.or.jp/>

当会の概要や経営・財務情報はJA愛媛信連のホームページをご覧ください。



<http://www.jabank-ehime.or.jp/kenshinren/>



DISCLOSURE 2012

JA 愛媛信連の現況

発行 平成24年7月
編集 愛媛県信用農業協同組合連合会 企画管理部
〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3
TEL(089)948-5700 FAX(089)943-5807



つながるひろがるゆめみる

 **JA 愛媛信連**

<http://www.jabank-ehime.or.jp/>